

消防の動き



2016
3
No.539

- 北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射事案への対応
- 消防団を中核とした地域防災力充実強化大会の実施結果



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1

北朝鮮による「人工衛星」と称する
弾道ミサイル発射事案への対応…………… 4

特報2

消防団を中核とした地域防災力
充実強化大会の実施結果…………… 6

平成28年3月号 No.539

巻頭言 『誰もが憧れる上質な生活都市くまもと』を目指して（熊本市消防局長 西山 博之）

Report

平成27年版救急・救助の現況…………… 8
 平成27年度消防施設整備計画実態調査の結果…………… 12
 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する
 技術上の基準の一部を改正する件等の概要…………… 14
 地方公共団体における「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査結果…………… 18

Topics

平成27年度補正予算の概要（消防庁関連）…………… 21
 全国消防防災主管課長会議の開催…………… 23

緊急消防援助隊情報

平成27年9月関東・東北豪雨への緊急消防援助隊出動に関する消防庁長官表彰…………… 25

先進事例紹介

全国の消防団員を対象に「消防団サポート事業」をスタート（富山県 高岡市消防団）…………… 27
 大規模災害に備える！RESCUEネットワークOSAKA
 「大阪府消防長会」災害対応力向上の取組み（大阪府 大阪市消防局）…………… 29

消防通信～望楼

瀬戸市消防本部（愛知県）／尼崎市消防局（兵庫県）／
 逗子市消防本部（神奈川県）／泉州南消防組合泉州南広域消防本部（大阪府）…………… 31

消防大学校だより

消防団長科（第68期）…………… 32
 警防科（第98期）…………… 33
 火災調査科（第30期）…………… 34
 消防団教育訓練推進者養成コース（第1回）…………… 35

報道発表

最近の報道発表（平成28年1月26日～平成28年2月25日）…………… 36

通知等

最近の通知（平成28年1月26日～平成28年2月25日）…………… 37
 広報テーマ（3月・4月分）…………… 37

お知らせ

少年消防クラブ活動に参加してみませんか…………… 38
 一般公開のお知らせ…………… 39
 3月7日は「消防記念日」…………… 40
 消防庁内レイアウト変更のお知らせ…………… 41



■ 表紙
 本号掲載記事より

『誰もが憧れる上質な生活都市くまもと』を目指して



熊本市消防局長 西山 博之

熊本市は、九州のほぼ中央に位置し、古来より政治・経済・文化などの拠点として栄えてきました。豊かな緑、豊富で清潔な地下水などの自然環境に恵まれるとともに、日本三名城の一つに数えられる熊本城をはじめ、剣豪 宮本武蔵や文豪 夏目漱石などの数多くの史跡・旧跡が残るなど、自然、歴史、文化の中に都市機能が調和した近代都市です。

本市は、平成24年に近隣町との合併により全国で20番目、九州で3番目の政令指定都市となり今年で5年目を迎えます。

本市の施策としては、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと (Quality of Living City)」を目指しており、九州の中央にある地理的優位性や、歴史、豊かな自然など本市特有の地域性を生かしながら、全ての人が充実した生活を送れる都市の実現に向けて、市民と行政が協力し合い取り組んでいます。

さて当局は、熊本市域及び近隣町村（上益城郡益城町、阿蘇郡西原村）を含む管轄人口約77万人、管轄面積約532km²に、1消防本部、5消防署、16出張所、2庁舎を配置し、780人（平成27年4月1日現在）の消防職員が災害等に対応し、地域住民の安全・安心の確保に努めています。

また、「災害対応力の強化」、「救急救助体制の強化」を主要事業の骨格として様々な施策を展開しているところです。

特に、住宅火災や防火対象物の防火安全性の確保を積極的に推進しているほか、機能別消防団員制度や女性消防団員の加入促進、更に消防団協力事業所の推進により地域防災体制の充実強化を図っているところです。この取り組みが評価され、昨年、一昨年と総務大臣より表彰を受けたところです。

消防機能の充実として、本年4月には新たに北消防署が整備され、1行政区1消防署体制が実現し地域における防災拠点機能が充実することとなります。これに伴い、近年消防行政が抱える様々な課題に迅速・的確に対応できる組織づくりの構築として、業務の再確認を行い、将来を見据えた人材の育成と、時代の変革に即応できる組織の活性化が最も重要であるとの考えから、消防署組織体系の改善を図ることとしています。

具体的には、事務処理体制の見直しを行い、多種多様な業務に精通する職員の育成を図り、住民サービスや地域防災力の向上を目指すものです。

更に、増加する救急需要に対しては、より質の高い救急医療体制を構築するため、関係医療機関と協力体制のもと救急ワークステーションの充実強化や、指導救命士制度の導入による専門知識や技能の向上といった教育体制の強化を図っているところです。

また、救助技術の高度化・専門化を推進し、近年多種多様化する大規模災害やN B C災害などの特殊災害に対応できる隊員の育成と、九州の中核を担う政令市緊急消防援助隊として応援・受援体制の充実強化を行っています。

最後に、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」を目指し、様々な課題に適切に対応するとともに、事務受託管内を含めた住民のニーズに的確、柔軟に対処し、安心・安全の負託に適切に対応できるよう職員一丸となって鋭意努力してまいります。

北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射事案への対応

国民保護室 / 国民保護運用室

1 はじめに

平成28年2月7日（日）9時31分頃、北朝鮮から「人工衛星」と称する弾道ミサイルが発射されました。ミサイルは沖縄県の上空を通過しましたが、幸い我が国の被害はありませんでした。

本事案において、消防庁は事前に対応上の留意事項等について全都道府県にお知らせするとともに、発射後は飛翔地域への全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）を用いた情報伝達を実施しました。以下、事案の概要と共にその主な対応について紹介します。

2 事案の概要

- 2月2日** 北朝鮮が関係国際機関に対し、「人工衛星」を2月8日～2月25日の間に南方向へ打ち上げると通報
- 2月6日** 北朝鮮が関係国際機関に対し、発射期間を2月7日～14日に変更すると通報
- 2月7日**
 - 9時31分頃** ミサイル発射
 - 9時37分頃** 1つめの落下物が朝鮮半島の西約150kmの黄海に落下（推定）
 - 9時39分頃** 2つめ及び3つめの落下物が朝鮮半島の南西約250kmの東シナ海に落下（推定）
 - 9時41分頃** ミサイルが沖縄地方上空を通過（推定）
 - 9時45分頃** 4つめの落下物が日本の南約2,000kmの太平洋に落下（推定）

3 消防庁の主な対応

- 1月29日** ・危機管理対応に係る情報伝達体制等について都道府県へ通知
- 2月3日** ・消防庁長官を長とする消防庁緊急事態連絡室を設置
 - ・ミサイル発射に関する対応及び落下物があった場合の対応要領について、都道府県へ通知
 - ・都道府県への情報提供
 - －総理指示
 - －北朝鮮による人工衛星打ち上げの事前通報
- 2月4日** ・沖縄県及び東京都において地方公共団体に対する説明会を開催（内閣官房・防衛省と共催）
- 2月5日** ・沖縄県内の全市町村を対象にJアラートによる情報伝達訓練を実施
 - ・ミサイル発射通告期間における連絡体制の確保について沖縄県へ連絡
- 2月6日** ・沖縄県庁に職員2名を派遣
 - ・都道府県への情報提供
 - －北朝鮮によるミサイル発射期間の変更通報
- 2月7日**
 - 9時34分** ミサイル発射情報をJアラートで伝達（対象地域：沖縄県）
 - 9時42分** ミサイル通過情報をJアラートで伝達（対象地域：沖縄県）
 - 9時44分** 沖縄県（市町村、消防本部）に落下物情報、被害情報の聴取（1回目）を実施
 - 【落下物情報及び被害情報なし】

- 10時6分** 総理指示を都道府県に情報提供
- 10時30分** 沖縄県（市町村、消防本部）に落下物情報、被害情報の聴取（2回目）を実施
【落下物情報及び被害情報なし】
- 10時45分** 消防庁の状況報を都道府県へ情報提供
- 11時38分** 内閣官房長官声明を都道府県へ情報提供
- 2月9日** ・国民保護運用室長を長とする第1次情報連絡室へ改組



消防庁における落下物情報及び被害状況収集の状況

4 沖縄県内のJアラート活用状況

沖縄県内の各市町村では、Jアラート等で受信した情報を防災行政無線等の情報伝達手段を用いて直ちに住民へ伝達しました。

Jアラートによる住民への情報伝達については、41全ての市町村において、予定通り発射情報、通過情報ともに防災行政無線等から放送等を実施し、全体として大変順調に機能したものと考えられます。

平成24年12月に同様の飛翔経路でミサイルが発射された際には、一部の市町村において、設定の誤りにより、防災行政無線の放送が実施されないことがありました。今回は、2月5日の情報伝達訓練時に、一部の町で自動

起動されない不具合が生じたものの、すぐに機器の設定を適正化し、発射当日は支障なく伝達が行われました。

また、前回は自動起動機の導入が一部の市町村において未実施でしたが、今回は、全ての市町村に自動起動機が整備済みで、情報を受信後、直ちに防災行政無線等の情報伝達手段を起動させることができたほか、国民保護に関する情報を消防庁から直接、携帯電話事業者を通じて緊急速報メールで配信する体制となった平成26年4月以降、初めて携帯電話利用者に対して実際に国民保護に関する情報が緊急速報メールにより配信されました。

5 おわりに

今回のミサイル発射事案による我が国への影響はありませんでしたが、我が国周辺の情勢は、様々な課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、一層厳しさを増しています。

消防庁としては、今後も北朝鮮をはじめとする周辺国や国際テロの動向を注視していくとともに、地方公共団体と連携し、Jアラートの点検及び訓練の徹底等により、万が一の事態に備えた地方公共団体及び住民への情報伝達体制の強化に取り組んで参ります。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室 新田
TEL: 03-5253-7550

消防団を中核とした地域防災力充実強化大会の実施結果

地域防災室

平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、平成27年度消防庁事業として広島県及び茨城県において「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を開催しました。

本大会は、公益財団法人日本消防協会の主催により平成26年8月に開催された同大会を受け、地域住民や自主防災組織、事業者、教育、医療・福祉等、様々な関係者が連携を図り、地域防災力の充実強化の重要性についての理解をさらに促進することを目的としたものです。

《広島大会》

「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会in広島2015」

開催日：平成27年11月30日（月）

場所：広島国際会議場フェニックスホール

参加人数：1,500人



開会式の様子

開会に先立ち、広島市消防音楽隊によるオープニング演奏があり、会場を盛り上げました。開会式では、森屋総務大臣政務官、湯崎広島県知事、松井広島市長からそれぞれ主催者挨拶があり、続いて、多数の来賓を代表して公益財団法人日本消防協会の秋本会長から御挨拶いただきました。そして、「大規模災害と地域防災力」と題して、神戸大学名誉教授の室崎益輝氏から基調講演をいただきました。その後、大会参加団体によって、日頃地域で行っている活動の事例発表や呉市消防団によるはしご乗り演技が行われました。最後に、山口大学大学院准教授の瀧本浩一氏に大会を総括していただき、閉会となりました。



室崎益輝氏



瀧本浩一氏



呉市消防団はしご隊による演技



広島県府中町少年少女消防クラブの発表

【参加団体】

- ① 「女性消防団員による避難所での支援活動」
(広島市安佐南消防団女性隊)
- ② 「広島市土砂災害以降の自主防災活動」
(広島市安佐北区大林地区連合自治会)
- ③ 「災害時の地域医療」(広島県医師会)
- ④ 「はしご乗り演技」(呉市消防団はしご隊)
- ⑤ 「マツダ株式会社の地域防災への貢献活動」(マツダ株式会社)
- ⑥ 「大学における地域防災への取り組み」(広島国際大学)
- ⑦ 「消防団・DMAT・DPAT合同訓練」
(奈良市消防団・厚生労働省委託事業DPAT事務局)
- ⑧ 「少年少女消防クラブの防火防災活動」
(広島県府中町少年少女消防クラブ)



《茨城大会》

「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会in茨城2016」

開催日：平成28年1月29日（金）

場所：つくば国際会議場大ホール

参加人数：1,100人

開会に先立ち、つくば市消防音楽隊によるオープニング演奏があり、会場を盛り上げました。開会式では、土屋総務副大臣、橋本茨城県知事、市原つくば市長からそれぞれ主催者挨拶があり、続いて、多数の来賓を代表して公益財団法人日本消防協会の秋本会長から御挨拶いただきました。そして、「防災の原点は『地域』」と題して、引き続き秋本会長から基調講演をいただきました。その後、大会参加団体によって、日頃地域で行っている活動の事例発表やつくば市消防団による火災予防啓発劇が行われました。また、女優の羽田美智子氏から関東・東北豪雨時のボランティア活動などについてお話をうかがいました。

最後に、株式会社防災&情報研究所代表の高梨成子氏に大会を総括していただき、閉会となりました。



高知県立大学による発表



羽田美智子さんによるトークショー



土屋副大臣による主催者挨拶



高梨成子氏による総括



秋本会長による基調講演

【参加団体】

- ① 「防災活動はまちづくり活動の評価～地域防災力の充実と強化のために～」
(石川県加賀市三木地区まちづくり推進協議会)
- ② 「未災地ツアーの取組みと地域防災」
(高知県立大学イケあい地域災害学生ボランティアセンター)
- ③ 「大学における地域防災への取組」
(千葉県消防団第3分団5部大巖寺淑徳大学学生消防隊)
- ④ 「火災予防啓発劇 自分のからだは自分で守ろう」
(つくば市消防団)
- ⑤ 「女性防火クラブの取組事例」(水戸市女性防火クラブ連合会)
- ⑥ 「関東・東北豪雨におけるJMAT茨城活動について」(茨城県医師会)
- ⑦ 「関東・東北豪雨災害を振り返って」(常総市消防団)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 吉田
TEL: 03-5253-7561

平成27年版 救急・救助の現況

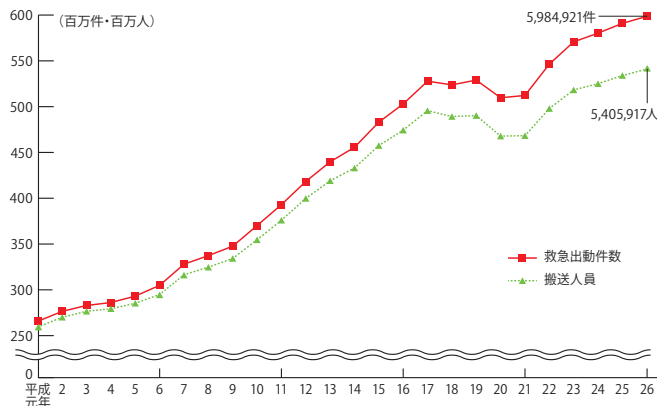
救急企画室／参事官
広域応援室

1 救急業務の実施状況

①救急出動件数、搬送人員ともに過去最多

平成26年中の救急自動車による救急出動件数は598万4,921件（対前年比6万9,238件増、1.2%増）、搬送人員は540万5,917人（同5万9,830人増、1.1%増）で、救急出動件数、搬送人員ともに過去最多を更新しました。救急自動車は5.3秒に1回の割合で出動しており、国民の24人に1人が救急搬送されたこととなります（図1参照）。

図1 救急自動車による救急出動件数と搬送人員の推移



平成26年中の救急自動車による搬送人員のうち、最も多い事故種別は急病（341万9,932人、63.3%）で、続いて一般負傷（80万8,072人、14.9%）、交通事故（50万8,013人、9.4%）となっています（表1参照）。

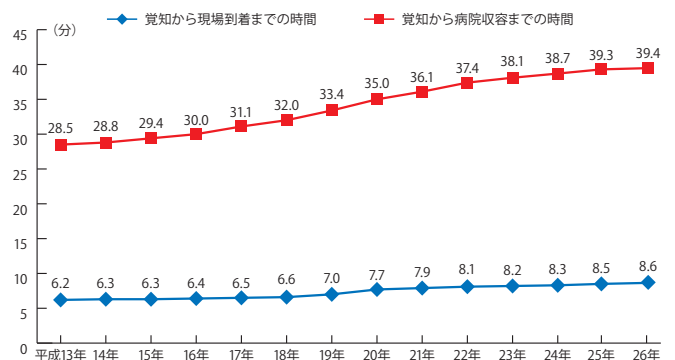
表1 救急自動車による事故種別搬送人員

事故種別	平成25年中		平成26年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	3,374,068	63.1	3,419,932	63.3	45,864	1.4
交通事故	529,544	9.9	508,013	9.4	▲21,531	▲4.1
一般負傷	777,166	14.5	808,072	14.9	30,906	4.0
加害	30,626	0.6	29,768	0.6	▲858	▲2.8
自損行為	43,715	0.8	40,742	0.8	▲2,973	▲6.8
労働災害	48,997	0.9	50,461	0.9	1,464	3.0
運動競技	38,397	0.7	38,231	0.7	▲166	▲0.4
火災	6,155	0.1	5,869	0.1	▲286	▲4.6
水難	2,388	0.1	2,451	0.0	63	2.6
自然災害	566	0.0	503	0.0	▲63	▲11.1
その他	494,465	9.3	501,875	9.3	7,410	1.5
合計	5,346,087	100.0	5,405,917	100.0	59,830	1.1

②現場到着所要時間、病院収容所要時間ともに過去最長

平成26年中の救急自動車による現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場までの到着に要した時間）は全国平均で8.6分となり、前年と比較して0.1分延伸しています。また、救急自動車による病院収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関に到着し医師引継ぎまでの時間）は、全国平均で39.4分となり、前年と比較して0.1分延伸し、いずれも過去最長となっています（図2参照）。

図2 現場到着時間と病院収容時間の推移



③搬送人員の49.4%が結果として入院加療を必要としない軽症者

平成26年中の救急自動車による搬送人員のうち、最も多い傷病程度は軽症266万9,888人（49.4%）、続いて中等症217万4,746人（40.2%）、重症47万2,485人（8.7%）、死亡7万7,897人（1.5%）となっています。傷病程度別の搬送人員の構成比について、過去からの推移をみると、軽症は約半数のまま横ばい、中等症は増加し、重症は減少しています（図3及び図4参照）。

※軽症とは、救急隊が傷病者を医療機関に搬送し、初診時における医師の診断において「入院加療を必要としないもの」をいう（傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、骨折等での入院の必要はないが、通院による治療が必要な者は軽症として分類されている。）。

図3 救急自動車による傷病程度別搬送人員の状況

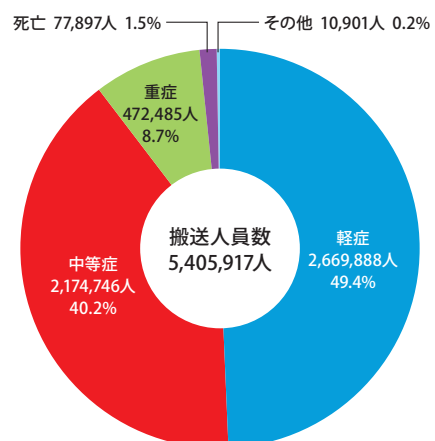
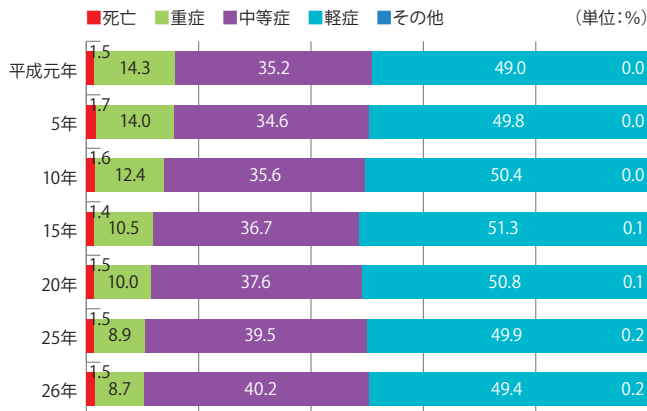


図4 救急自動車による傷病程度別搬送人員構成比の推移



④搬送人員の55.5%が高齢者

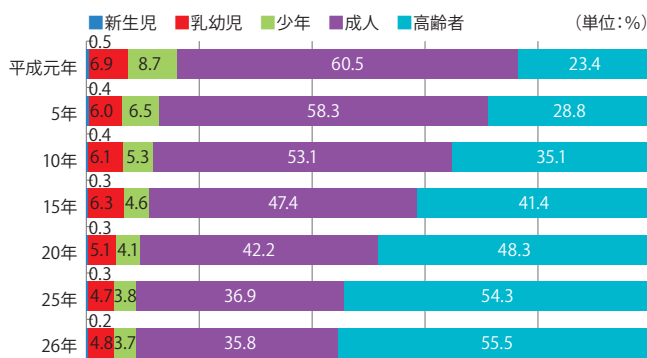
平成26年中の救急自動車による搬送人員のうち、最も多い年齢区分は高齢者300万1,957人（55.5%）、続いて成人193万3,276人（35.8%）、乳幼児25万7,809人（4.8%）となっています。年齢区分別の搬送人員の構成比について、過去からの推移をみると、高齢者は年々増加しています（表2及び図5参照）。

※年齢区分は、新生児（生後28日未満）、乳幼児（生後28日以上満7歳未満）、少年（満7歳以上満18歳未満）、成人（満18歳以上満65歳未満）、高齢者（満65歳以上）となっている。

表2 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

年齢区分 程度	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計
死亡	69 (0.5)	470 (0.2)	304 (0.1)	14,016 (0.7)	63,038 (2.1)	77,897 (1.5)
重症	1,938 (14.4)	4,406 (1.7)	4,507 (2.3)	115,535 (6.0)	346,099 (11.5)	472,485 (8.7)
中等症	9,771 (72.5)	54,947 (21.3)	46,249 (23.2)	621,883 (32.2)	1,441,896 (48.0)	2,174,746 (40.2)
軽症	1,627 (12.1)	196,776 (76.3)	147,662 (74.1)	1,177,331 (60.9)	1,146,492 (38.2)	2,669,888 (49.4)
その他	76 (0.5)	1,210 (0.5)	672 (0.3)	4,511 (0.2)	4,432 (0.2)	10,901 (0.2)
合計	13,481 (100.0)	257,809 (100.0)	199,394 (100.0)	1,933,276 (100.0)	3,001,957 (100.0)	5,405,917 (100.0)

図5 救急自動車による年齢区分別搬送人員構成比の推移



⑤応急手当講習普及啓発活動とバイスタンダー¹による応急手当²件数の状況

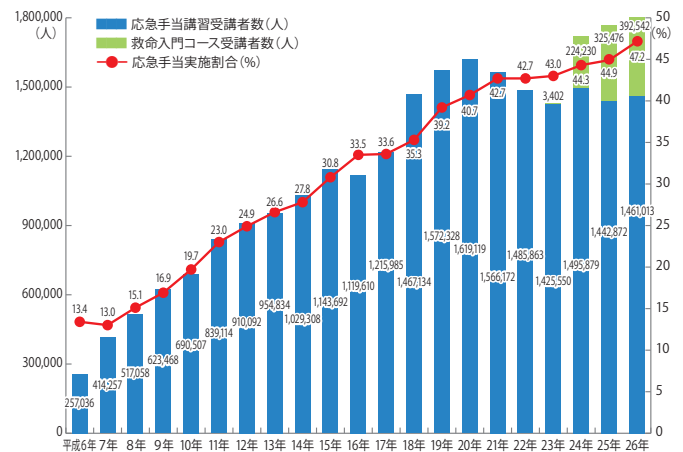
平成26年中の消防機関が実施する救命講習の受講者数は146万1,013人で、救命入門コースの受講者数は39万2,542人となっています。

また、バイスタンダーにより応急手当が実施される割合は年々増加しており、平成26年には、心肺機能停止傷病者の47.2%にバイスタンダーによる応急手当が実施されています（図6参照）。

1 救急現場に居合わせた人をいう。

2 胸骨圧迫心マッサージ、人工呼吸、AEDによる除細動をいう。

図6 応急手当講習受講者数と心肺機能停止傷病者への応急手当実施率



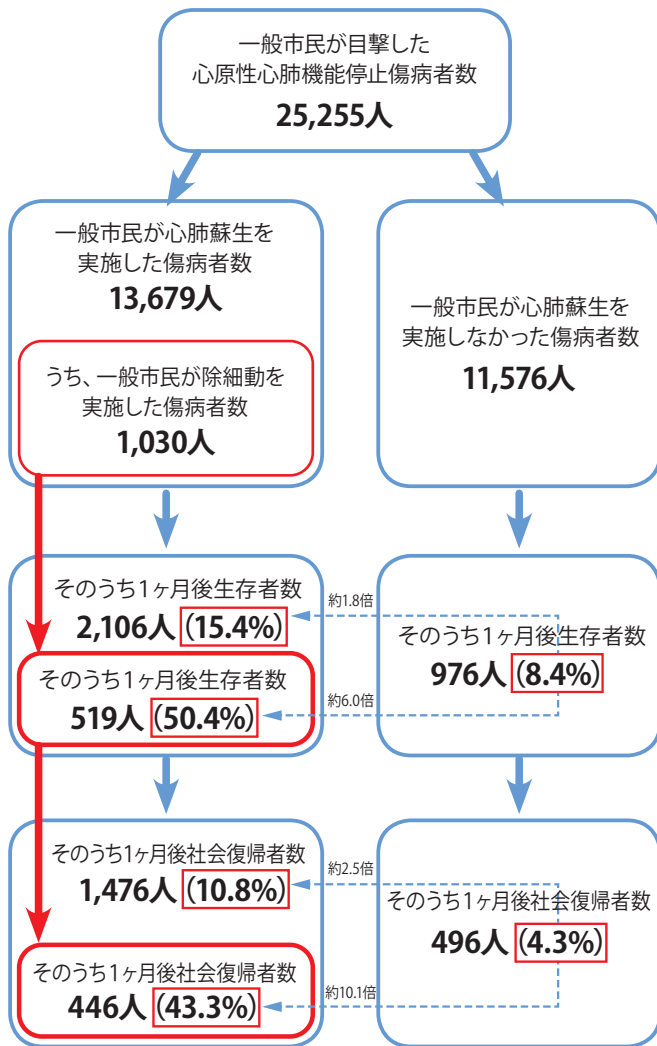
⑥一般市民による応急手当及びAED実施による効果

平成26年中に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者は2万5,255人であり、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者は1万3,679人（54.2%）となりました。そのうち1ヵ月後生存者は2,106人、1ヵ月後生存率は15.4%であり、心肺蘇生を実施しなかった場合の1ヵ月後生存率8.4%と比較して約1.8倍高くなっています。また、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者のうち1ヵ月後社会復帰者は1,476人、1ヵ月後社会復帰率は10.8%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1ヵ月後社会復帰率4.3%と比較して約2.5倍高くなっています。

さらに、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者は1,030人となりました。その1ヵ月後生存者は519人、1ヵ月後生存率は50.4%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1ヵ月後生存率8.4%と比較して約6.0倍高くなっています。また、一般市民によりAEDを使用した除細動が実施された傷病者のうち、1ヵ月

後社会復帰者は446人、1ヵ月後社会復帰率は43.3%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1ヵ月後社会復帰率4.3%と比較して約10.1倍高くなっています（図7参照）。

図7 一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性心肺機能停止傷病者への心肺蘇生及びAEDの救命効果



2 救助業務の実施状況

救助人員は交通事故において減少、建物等による事故で増加

平成26年中の救助業務の実施状況を見ると、救助出動件数は8万8,184件（対前年比208件減、0.2%減）、救助活動件数は5万6,695件（同220件減、0.4%減）、救助人員は5万7,809人（同150人増、0.3%増）であり、前年と比較して救助出動件数及び救助活動件数は減少していますが、救助人員は増加しています（表3参照）。

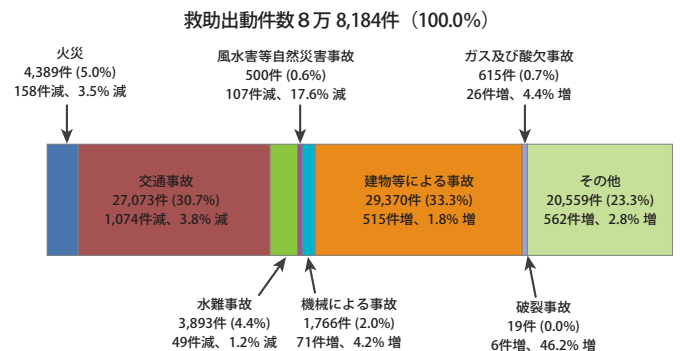
表3 救助出動件数、救助活動件数及び救助人員の推移

年	救助出動件数		救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減率(%)	件数	対前年増減率(%)	人員	対前年増減率(%)
平成22年	84,264	3.3	55,031	3.6	58,682	6.7
平成23年	87,896	4.3	57,641	4.7	63,618	8.4
平成24年	86,306	▲1.8	56,103	▲2.7	59,338	▲6.7
平成25年	88,392	2.4	56,915	1.4	57,659	▲2.8
平成26年	88,184	▲0.2	56,695	▲0.4	57,809	0.3

救助出動件数、救助活動件数及び救助人員の推移は、いずれも「建物等による事故」で増加する一方で、「交通事故」で減少しています。また、いずれも「建物等による事故」が最大の事故種別となっています。

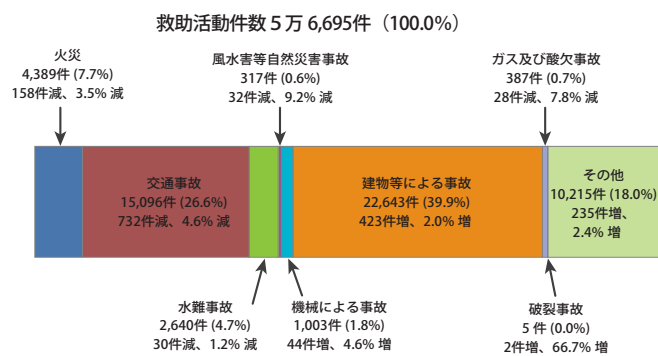
救助出動件数では、「交通事故」が2万7,073件（対前年比1,074件減、3.8%減）、「火災」が4,389件（同158件減、3.5%減）と減少する一方で、「建物等による事故」が2万9,370件（同515件増、1.8%増）と増加しています。なお、「建物等による事故」は全体の33.3%を占めており、平成25年以降最大の種別となっています。次いで「交通事故」2万7,073件（30.7%）、「火災」4,389件（5.0%）の順となっています（図8参照）。

図8 救助出動件数（救助隊等が出動した件数）



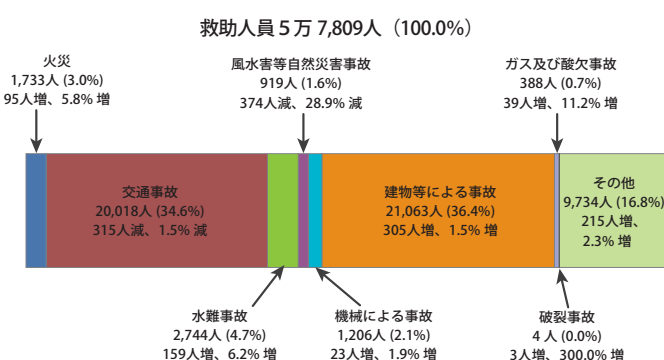
救助活動件数では、「交通事故」等の種別で減少する一方で、「建物等による事故」が2万2,643件（対前年比423件増、2.0%増）と増加し、全体の39.9%を占めており、平成20年以降最多の種別となっています。次いで「交通事故」1万5,096件（26.6%）、「火災」4,389件（7.7%）の順となっています（図9参照）。

図9 救助活動件数（救助隊等が実際に活動した件数）



救助人員では、「交通事故」等の種別で減少する一方で、「建物等による事故」が2万1,063人（対前年比305人増、1.5%増）と増加し、全体の36.4%を占めており、平成25年以降最多の事故種別となっています。次いで「交通事故」2万18人（34.6%）、「水難事故」2,744人（4.7%）の順となっています（図10参照）。

図10 救助人員（救助隊等が救助活動により救助した人員）



3 ヘリコプターによる救助・救急活動

消防防災ヘリコプターの救急出動件数は増加、救助出動件数は過去最多を記録

平成26年中の消防防災ヘリコプターの出動実績は、火災出動1,119件（対前年比59件減、5.0%減）、救助出動2,120件（同38件増、1.8%増）、救急出動3,456件（同200件増、6.1%増）、情報収集・輸送等出動328件（同85件増、35.0%増）、緊急消防援助隊活動38件（同71件減、65.1%減）、合計7,061件（同193件増、2.7%増）となっています（図11及び表4参照）。

図11 消防防災ヘリコプターの出動件数の推移（平成22年～平成26年）

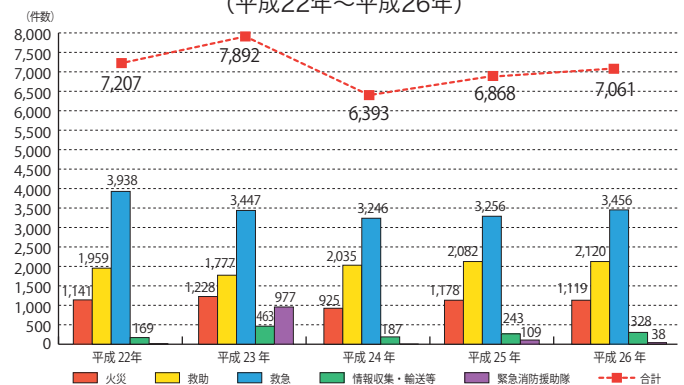


表4 緊急消防援助隊航空隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（平成21年～平成26年）

年・災害名	出動件数 (件) 救助・救急搬送人員 (人)		
	緊急消防援助隊航空隊出動件数	緊急消防援助隊航空隊による救助・救急搬送人員	
平成21年	駿河湾を震源とする地震	3	0
平成23年	東日本大震災	977	1,552
平成25年	台風第26号による伊豆大島土砂災害	109	0
平成26年	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	14	17
	御嶽山噴火災害	18	10
	長野県北部を震源とする地震	6	1
計		36	28

※上表の航空隊の出動件数については、平成25年までは1日1件として計上していたが、平成26年中に再精査を行い、以降、緊急消防援助隊として出動した活動種別ごとの件数に改めた。

問い合わせ先

- (救急) 消防庁救急企画室救急連携係
TEL: 03-5253-7529
- (救助) 消防庁国民保護・防災部参事官付救助係
TEL: 03-5253-7507
- (航空) 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室航空係
TEL: 03-5253-7527

平成27年度 消防施設整備計画実態 調査の結果

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものとして、「消防組織法」(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく消防庁長官の勧告として、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)を制定しているところだ。

消防施設整備計画実態調査(以下「実態調査」という。)は、この「消防力の整備指針」に基づき、各市町村で設定した施設・人員の整備目標とこれに対する整備状況を把握するため、おおむね3年に1回実施しています。

今回の実態調査は、直近の「消防力の整備指針」の改正(平成26年10月31日)後、初めての調査となるほか、これまでの都道府県ごとの数値に加え、消防本部ごとの数値を公表する初めての調査となります。

本稿では、消防庁消防・救急課で取りまとめた調査結果について紹介いたします。

2 調査の概要

- 調査対象：750消防本部及び非常備31町村
- 調査基準日：平成27年4月1日

3 調査結果

① 全国における整備率の状況(図1参照)

「消防力の整備指針」に基づき、各消防本部が設定した施設・人員の整備目標に対する整備率(以下「整備率」という。)の全国の状況は、消防ポンプ自動車及び救急自動車については、各消防本部における災害対応の中心

となり、使用頻度も高い車両であり、消防ポンプ自動車で98.9%、救急自動車で94.3%と高い水準で整備されている。ただし、救急自動車は、昨年度の「消防力の整備指針」の改正で人口当たりの配置台数基準を増加したため、前回調査(平成24年4月1日時点。以下同じ。)から算定数が増加する一方、整備は段階的に進むことから、調査基準日時点でみると前回調査に比べ、整備率が4.4ポイント減少している。

それ以外の車両については、はしご自動車で86.4%、化学消防車で85.7%、救助工作車で91.2%と消防ポンプ自動車や救急自動車に比べるとやや低い整備率となっている。

また、消防水利は73.5%、消防職員は77.4%となっており、前回調査に比べ、整備数・現員数が増加し、整備率もやや上昇しているが、車両に比べると低い整備率にとどまっている。

図1 平成27年度消防施設整備計画実態調査結果

(各年4月1日現在)

施設等	区分	平成27年度調査結果	平成24年度調査結果
消防ポンプ自動車	算定数(A)	21,242 台	21,312 台
	整備数(B)	21,002 台	20,815 台
	(B) / (A)	98.9 %	97.7 %
はしご自動車	算定数(A)	1,360 台	1,345 台
	整備数(B)	1,175 台	1,179 台
	(B) / (A)	86.4 %	87.7 %
化学消防車	算定数(A)	1,210 台	1,229 台
	整備数(B)	1,037 台	1,048 台
	(B) / (A)	85.7 %	85.3 %
救急自動車	算定数(A)	5,398 台	4,989 台
	整備数(B)	5,088 台	4,925 台
	(B) / (A)	94.3 %	98.7 %
救助工作車	算定数(A)	1,354 台	1,347 台
	整備数(B)	1,235 台	1,199 台
	(B) / (A)	91.2 %	89.0 %
消防水利	算定数(A)	1,561,386 箇所	1,536,616 箇所
	整備数(B)	1,148,211 箇所	1,121,964 箇所
	(B) / (A)	73.5 %	73.0 %
消防職員	算定数(A)	209,564 人	206,159 人
	現員数(B)	162,124 人	157,751 人
	(B) / (A)	77.4 %	76.5 %

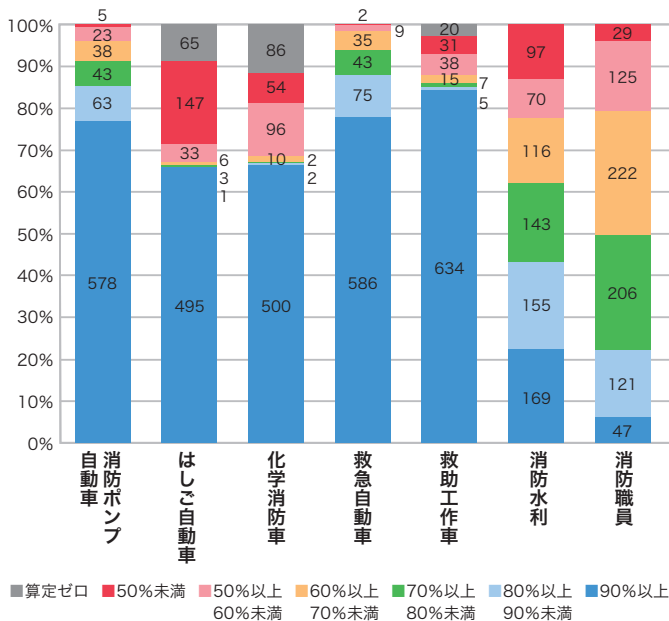
② 消防本部ごとの整備状況の分布 (図2参照)

消防ポンプ自動車、救急自動車及び救助工作車は、8割前後の消防本部で90%以上の整備率となっており、整備率が60%未満の消防本部は1割未満と多くの消防本部で比較的高い水準で整備されている。

それ以外の車両については、はしご自動車及び化学消防車で90%以上の整備率の消防本部が約7割となる一方、60%未満の整備率の消防本部も約2割となるなど整備状況が二極化している。なお、はしご自動車及び化学消防車は、1割近くの消防本部で管内の高層建築物や危険物施設の状況から整備の必要がないとしている。

一方、消防職員の整備状況は、90%以上の消防本部は1割にも満たない状況であり、70%未満の消防本部が約半数、60%未満で約2割程度と整備率にばらつきが見られる。

図2 施設及び人員の整備状況分布



③ 消防本部の規模別整備状況 (図3参照)

整備率を消防本部の規模別で見ると、消防ポンプ自動車や救急自動車などの使用頻度の高い車両は、消防本部の規模にかかわらず整備率が高くなっている。一方で、はしご自動車や化学消防車、救助工作車といった災害にに応じて活動する車両については、消防本部の規模が小さくなると整備率が低くなっている。

消防職員についても、管轄人口70万以上の消防本部

では91.8%、30万以上の消防本部でも87.0%と比較的高い水準であるのに対し、10万未満の消防本部では66.1%、1万未満の消防本部では57.8%と非常に低い水準となっている。

図3 消防本部規模別 消防車両・職員等の整備率

本部規模	消防ポンプ自動車	はしご自動車	化学自動車	救急自動車	救助工作車	消防水利	消防職員
70万人以上	96.8	99.1	96.5	93.2	96.5	93.8	91.8
30万人以上70万人未満	88.4	98.3	98.0	94.0	95.1	79.5	79.2
10万人以上30万人未満	91.8	93.7	89.0	92.6	89.4	70.9	74.4
5万人以上10万人未満	93.3	76.9	75.6	95.1	90.6	67.3	67.8
3万人以上5万人未満	96.2	50.8	78.2	97.7	91.0	59.0	64.5
1万人以上3万人未満	99.4	36.1	75.3	98.6	80.6	57.8	63.0
1万人未満	96.3	50.0	50.0	100.0	77.8	52.6	57.8
30万人以上小計	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
10万人未満小計	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1
5万人未満小計	97.3	45.9	76.6	98.1	86.6	58.4	63.8
全計	93.3	86.4	85.7	94.3	91.2	73.6	77.4

※本部の規模は平成27年3月31日住民基本台帳人口による。
※消防団管理分の消防ポンプ自動車及び非常備町村の消防水利を除いているため、図1の数値と異なる。

4 おわりに

今回の調査結果については、「平成27年度消防施設整備計画実態調査の結果について(通知)」(平成28年2月5日付け消防消第17号消防・救急課長通知)により都道府県に周知したところです。

今回、初めて公表した消防本部ごとの数値については、他の消防本部の整備状況を共有することで、市町村における、施設・人員の整備率向上に向けた議論を進めていただくことを期待するものです。

各消防本部においては、これらも参考にして、地域の安心・安全を図るため、消防施設及び人員の計画的な整備を進めていただくようお願いいたします。

本調査結果については、消防庁のホームページ(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2802/pdf/280205_syout17.pdf)に掲載しているので参考にして下さい。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 吉武
TEL: 03-5253-7522

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の概要

予防課

1 はじめに

平成28年1月29日に、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成28年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。）及び「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条第2項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成28年消防庁告示第3号。以下「3号告示」という。）が公布されました。

今回の改正は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条第2項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成16年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。）等を改正することにより、比較的小規模な施設に対応したパッケージ型自動消火設備に係る技術上の基準について所要の整備を行ったものです。

本稿では、2号告示及び3号告示の概要を解説します。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2 改正の背景等

「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第368号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第333号）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正により、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者

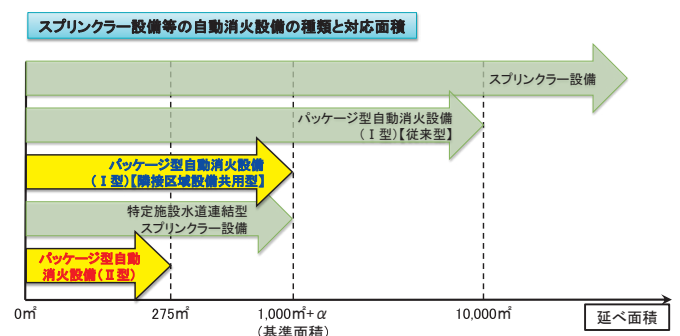
施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられました。これに伴い、これらの施設においては、小規模な施設であってもスプリンクラー設備の設置が必要となりましたが、設置場所や建物構造等によってはスプリンクラー設備の設置が困難なケースも想定され、有識者等の議論においても、施工性が高く、小規模な施設にも対応可能な自動消火設備をスプリンクラー設備の代替として設置できるようにすることが適当とされました。

このような状況を踏まえ、今般、延べ面積が275㎡未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を新たに定めるとともに、従来のパッケージ型自動消火設備を基準面積（令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が1,000㎡未満の施設に設置する場合の技術上の基準について所要の整備を行うこととしました。

3 改正の概要

(1) 延べ面積275㎡未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準

275㎡未満の小規模な施設においては、多量の消火薬剤を貯蔵する容器を設置するスペースの確保が困難となることや、特に既存の施設においては、配管工事及び配線工事に係るコスト負担が大きくなることが想定されます。そこで、全ユニットを1の居室内で完結させることを想定した新たなパッケージ型自動消火設備に係る技術上の基準を定めることとしました。また、これに当たり、この新たなパッケージ型自動消火設備をII型と、従来の1万㎡以下の施設に対応したパッケージ型自動消火設備をI型と呼ぶこととしました。以下、II型の主な技術上の基準について、I型との相違点を中心に解説します。



ア 設置できる防火対象物

II型は、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275㎡未満のものに設置することができることとしました。ただし、可燃性の可燃物が存し消火が困難と認められる防火対象物又はその部分には設置することができません（3号告示による改正後の13号告示（以下「新告示」という。）第3第2号）。これは、II型が放射することができる消火薬剤の量が限定的であるため、可燃性の可燃物の存置により消火が困難となる場合があることを踏まえたものです。

なお、「可燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」については、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の運用上の留意事項について（通知）」（平成28年2月23日付け消防予第48号。以下「48号通知」という。）を確認してください。

イ 設置及び維持に関する基準

第一に、II型にあつては、同一ユニットの設備を2以上の同時放射区域で共用することができないこととしました（新告示第4第6号）。前述のとおり、II型は全ユニットを1の居室内で完結させることを想定しているため、そもそも2以上の同時放射区域を設定することは想定されていないものです。

第二に、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第13条第3項各号に掲げる部分には放出口を設けなくてよい旨を規定しました（新告示第4第7号）が、これは従前からの取扱いを規定上明確にしたものです。

第三に、後述する火災拡大抑制試験において、難燃材料等を用いて消火性能を判定したII型については、試験時に使用した材料と同等以上の性能を有する材料で仕上げをした部分にのみ設置できることとしました（新告示第4第8号）。

第四に、II型にあつては、放出口の取付け面の高さを原則として2.5m以下としました（新告示第5第4号(二)）。原則として2.4m以下としているI型に比べ高く

したのは、居室の天井高が2.4mを超える小規模な社会福祉施設が多数存在する実態を踏まえたものです。なお、I型においてもII型においても、消火性能が確認できた場合は、それ以上の高さとするのが可能です。

第五に、II型の受信装置等は、難燃性の箱に収納する場合に限り、点検に便利な箇所に設置すれば足りることとしました（新告示第5第8号）。これは、前述のとおり、受信装置等も居室内に設置することが想定されるところ、II型においては、後述するように消火薬剤を迅速に放射することを求めているため、火災等の影響を受けるおそれがある箇所に設置しても差し支えないと考えられるためです。

ウ 各構成部分に関する基準

第一に、II型にあつては、一定の条件を満たす場合に、主電源に電池を用いることができることとしました（新告示第6第6号）。これは、II型においては、作動に必要な電力がI型と比べて小さくなるのが想定されることを踏まえたものです。なお、電池の使用により、配線工事に係るコストの軽減も期待されるものです。

第二に、II型にあつては、消火薬剤貯蔵容器から放出口までの放出導管の長さを10m以下としました（新告示第8第6号）。II型は、貯蔵する消火薬剤の量が限定的であることから、消火薬剤を効率的かつ迅速に放射することが求められるためです。

エ 性能に関する基準

第一に、II型の放射性能として、充填された消火薬剤の容量又は質量の90%以上の量を放出できることを求めることとしました（新告示第15第2号(二)）。前述のとおり、II型は、貯蔵されている消火薬剤を効率的かつ迅速に放射する必要があることから、I型より高い性能を求めたものです。

第二に、II型の消火性能として、後述する3種類の消火試験に適合することを求めることとしました（新告示第16第2号）。

オ 消火試験

II型における消火試験として、第1消火試験、第2消火試験及び火災拡大抑制試験の3種類の消火試験を規定しました（新告示第17第2号）。第1消火試験及び第2消火試験は、「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について（通知）」（平成6年3月9日付け消防予第53号）第17条の消火試験を基としています。また、火災拡大抑制試験はISO規格を基としており、火災を拡大させない性能の有無を判定するための試験です。

カ 消火薬剤の種類及び貯蔵量

II型に使用する消火薬剤の種類は第3種浸潤剤等入り水に限ることとしました（新告示第18第1号(ニ)）。II型においては、消火薬剤貯蔵容器も居室内に設置することが想定されるところ、貯蔵容器のサイズをできる限り小さくするため、最も少ない量で効率的に消火を行うことができる第3種浸潤剤等入り水の使用が見込まれることから、第3種浸潤剤等入り水について消火効果等の検証を行い、基準を定めたものです。

また、II型に使用する消火薬剤の貯蔵量については、防護面積が13㎡のものに対して16L以上としました（新告示第18第2号）。防護面積が13㎡のもののみ規定しているのは、消火試験において、13㎡（8畳相当）以下の居室において想定される可燃物の量等を踏まえて条件を設定したためです。

キ 表示

今回の改正によりI型・II型の区別が設けられたことに伴い、I型又はII型の別を表示事項に加えることとしました（新告示第20第2号）。また、主電源に電池を用いる場合には、当該電池の種類及び電圧についても併せて表示することとしました（新告示第20第6号）。

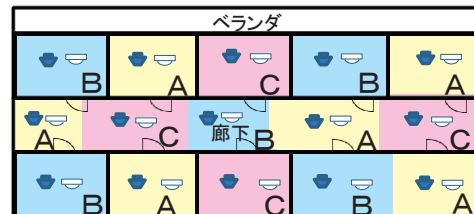
ク その他

II型の設置及び維持に関する技術上の基準については、上述した内容のほかは、基本的にI型に準ずることとしました。

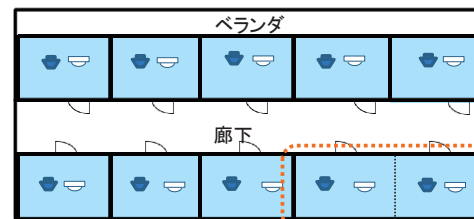
(2) 従来のパッケージ型自動消火設備を基準面積が1,000㎡未満の施設に設置する場合の技術上の基準

従来の1万㎡以下の施設に対応したパッケージ型自動消火設備（I型）においては、万一延焼した場合にも確実に消火できるよう、隣接する同時放射区域間では原則として同一ユニットの設備を共用できないこととしていました。このため、隣接する居室等では異なるユニットを使用することとなり、結果として、1の防火対象物につき3ユニットの設置が必要となるケースが一般的となっていたところです。今回、避難時間が短い等の特性から既に特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められている基準面積が1,000㎡未満の施設にパッケージ型自動消火設備を設置する場合にあっては、隣接する同時放射区域間での同一ユニットの設備の共用を認めることとしました。以下、この場合の主な技術上の基準について解説します。

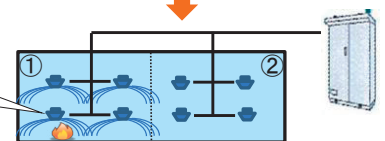
従来、隣接する同時放射区域間では原則同一ユニットの設備共用不可



基準面積が1,000㎡未満の施設においては隣接する同時放射区域間での同一ユニットの設備共用可



ただし、広い居室等において同時放射区域を分割して設定する場合にも、火災が発生した同時放射区域(①)以外の同時放射区域(②)に係る放出口から消火薬剤が放射されないように設置する必要がある



ア 隣接する同時放射区域間で同一ユニットの設備を共用できる場合

13号告示第4第6号(-)に既に規定する場合のほか、「基準面積が1,000㎡未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であって、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」も、隣接する同時放射区域間で同一ユニットの設備の共用を認めることとしました（新告示第4第6号(-)ハ）。

広い居室等において同時放射区域を分割して設定した場合に、火災が発生した同時放射区域以外から消火薬剤が放射されてしまうと、火災が発生した同時放射区域において消火に十分な量の消火薬剤が放射されないことが危惧されます。そこで、隣接する同時放射区域間で同一ユニットの設備を共用する場合には、「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する」ことを求めることとしたものです。

なお、設置方法の詳細については、48号通知を確認してください。

イ 受信装置に関する基準

1の警戒区域から2以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から2以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこととしました（新告示第11第3号ただし書）。これは、「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する」ための手法として、受信装置において、最初に火災を感知した同時放射区域以外には起動信号を発信しないよう措置することが考えられるところ、これを可能とするための改正です。

なお、新告示第4第6号(-)に掲げる場合を除き、隣接する同時放射区域間で受信装置を共用することはできないため、当該隣接する同時放射区域の双方で火災を感知した場合は、それぞれの受信装置から起動信号が発信されなければならないことに注意が必要です。

(3) 施行期日及び経過措置について

2号告示及び3号告示は公布の日（平成28年1月29日）から施行することとしました。

なお、施行後は従来のパッケージ型自動消火設備（I型）についても新たにI型である旨の表示を付すことが必要になりますが、現にI型が設置されている防火対象物若しくは現にI型の設置に係る工事中的防火対象物又は平成29年3月31日までにI型の設置に係る工事を開始する防火対象物におけるI型については、当該表示を不要とすることとしました。

4 おわりに

今回公布した2号告示及び3号告示に関して、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の公布について（通知）」（平成28年1月29日付け消防予第25号）及び48号通知を地方公共団体宛てに通知しました。今後も、必要に応じて情報提供等を行っていく予定です。

問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

地方公共団体における「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査結果

防災課

1 はじめに

災害による人的被害を軽減するため、市区町村は、適時的確に避難勧告等を発令し、住民に対し、適切な避難行動をとることを促すことが重要です。

そして、市区町村が適時的確な避難勧告等を発令するためには、あらかじめ定量的でわかりやすい具体的な発令基準を策定しておく必要があります。

このため、消防庁では、内閣府と連携して、避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示すことなどを内容とする「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月最終改定）※1について地方公共団体に対し、周知を図るとともに、避難勧告等の判断基準の見直し又は設定を行うよう依頼しているところです。

今回、平成27年12月1日現在の地方公共団体における避難勧告等の具体的な判断基準の策定状況を把握するため、調査を実施しました。

本稿では、消防庁防災課で取りまとめた調査の結果について紹介いたします。

※1 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」については内閣府（防災担当）ホームページを参照
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819_honbun.pdf

2 調査の概要

- 調査対象：市区町村 1,741団体
- 調査基準日：平成27年12月1日

3 調査結果

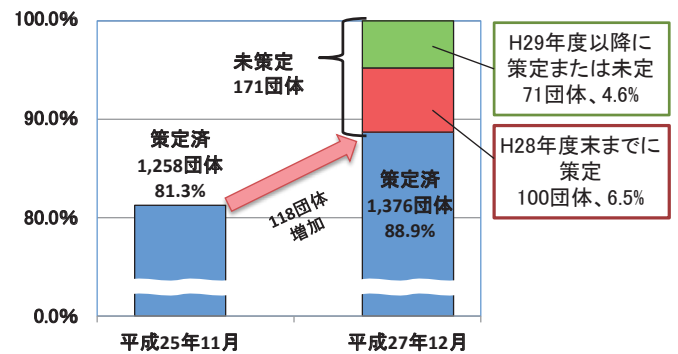
① 水害

ア 策定状況

市区町村内に「水防法」に基づく「洪水浸水想定区域」や「雨水出水浸水想定区域」が存在するなど、水害が想定される市区町村1,547団体のうち、1,376団体（88.9%）が策定済みとなっており、2年前の調査より118団体増加している。

また、未策定の171団体のうち、28年度末までに100団体が策定予定としている（図1）。

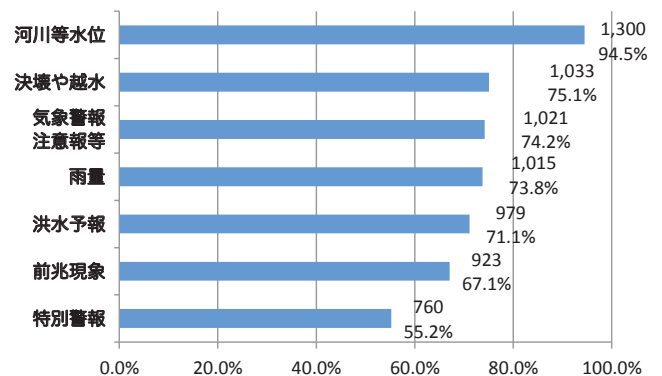
図1 水害が想定される市区町村の発令基準の策定状況 (N=1,547)



イ 発令基準の判断材料の状況

アで策定済と回答した1,376団体における発令基準の判断材料をみると、「河川等水位」が1,300団体（94.5%）と最も多く、以下、「決壊や越水」が1,033団体（75.1%）、「気象警報・注意報等」が1,021団体（74.2%）となっている（図2）。

図2 基準の判断材料の状況 (N=1,376) (複数選択可)



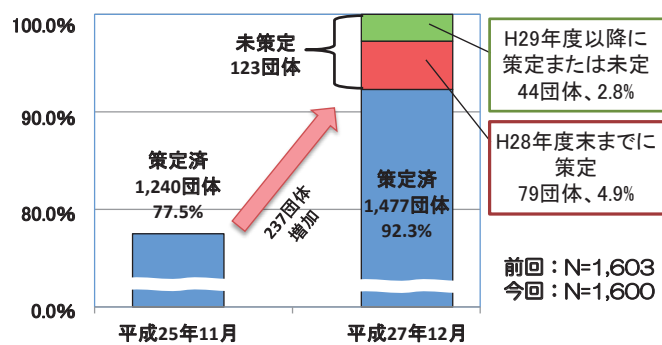
② 土砂災害

ア 策定状況

市区町村内に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」等が存在するなど、土砂災害が想定される市区町村1,600団体のうち、1,477団体（92.3%）が策定済となっており、2年前の調査より237団体増加している。

また、未策定の123団体のうち、28年度末までに79団体が策定予定としている（図3）。

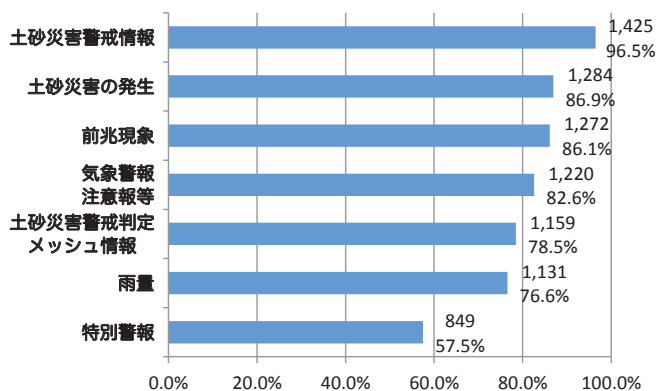
図3 土砂災害が想定される市区町村の発令基準の策定状況



イ 発令基準の判断材料の状況

アで策定済と回答した1,477団体における発令基準の判断材料をみると、「土砂災害警戒情報」が1,425団体（96.5%）と最も多く、以下、「土砂災害の発生」が1,284団体（86.9%）、「前兆現象」が1,272団体（86.1%）となっている（図4）。

図4 基準の判断材料の状況（N=1,477）（複数選択可）



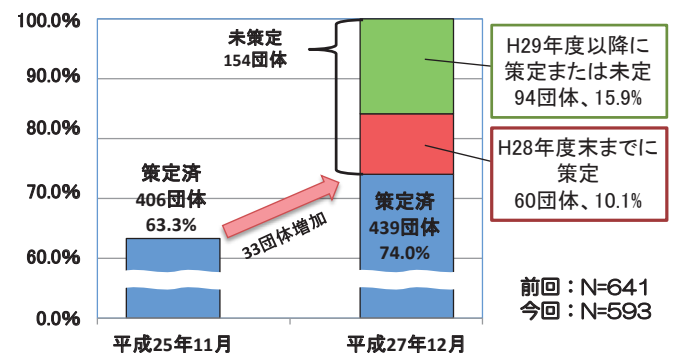
③ 高潮災害

ア 策定状況

市区町村内に「水防法」に基づく「高潮浸水想定区域」が存在するなど、高潮災害が想定される市区町村593団体のうち、439団体（74.0%）が策定済となっており、2年前の調査より33団体増加している。

また、未策定の154団体のうち、28年度末までに60団体が策定予定としている（図5）。

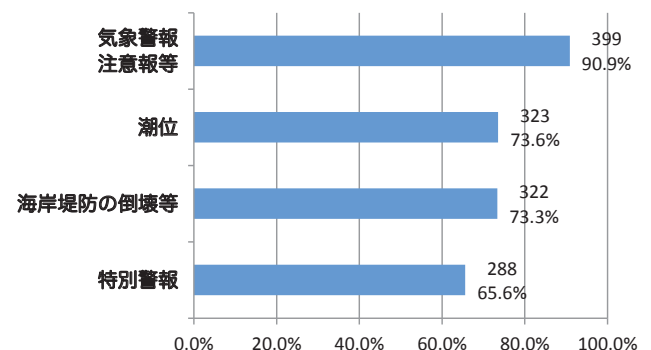
図5 高潮災害が想定される市区町村の発令基準の策定状況



イ 発令基準の判断材料の状況

アで策定済と回答した439団体における発令基準の判断材料をみると、「気象警報・注意報等」が399団体（90.9%）と最も多く、以下、「潮位」が323団体（73.6%）、「海岸堤防の倒壊等」が322団体（73.3%）となっている（図6）。

図6 基準の判断材料の状況（N=439）（複数選択可）



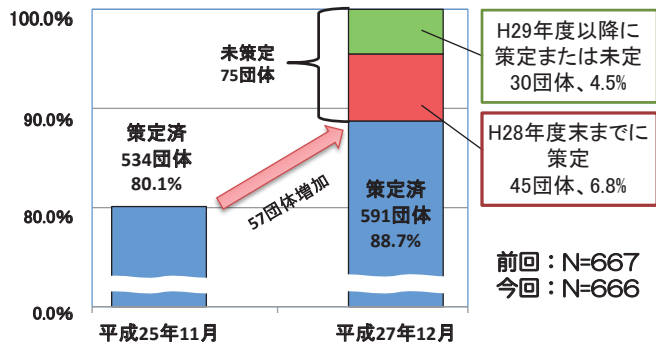
④ 津波災害

ア 策定状況

市区町村内に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定における浸水の区域が存在するなど、津波災害が想定される市区町村666団体のうち、591団体（88.7%）が策定済となっており、2年前の調査より57団体増加している。

また、未策定の75団体のうち、28年度末までに45団体が策定予定としている（図7）。

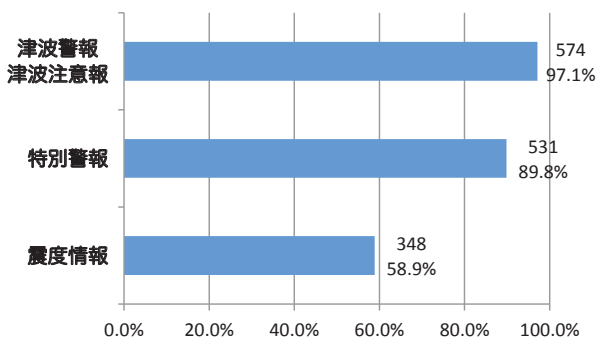
図7 津波災害が想定される市区町村の発令基準の策定状況



イ 発令基準の判断材料の状況

アで策定済と回答した591団体における発令基準の判断材料をみると、「津波警報・津波注意報」が574団体（97.1%）と最も多く、以下、「特別警報」が531団体（89.8%）、「震度情報」が348団体（58.9%）となっている（図8）。

図8 基準の判断材料の状況（N=591）（複数選択可）



4 調査結果を受けて

消防庁では、本調査結果について平成28年1月19日付けで公表するとともに、避難勧告等の具体的な発令基準の策定が進んでいない団体について、必要な取組を進めるよう通知を发出了しました。

災害による人的被害を軽減するためには、適時的確な避難勧告等の発令が重要となることから、避難勧告等の具体的な発令基準を定めていない市町村については避難勧告ガイドラインを参考にして、想定される災害について、避難勧告等の具体的な発令基準を速やかに策定すること。

併せて、夜間休日も含め避難勧告等の発令に係る情報収集や判断ができるよう、宿日直体制や職員緊急参集体制をあらかじめ整備しておくとともに、平時からの訓練等の実施により、発令に係る手順について確認しておくこと。

『地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査結果について』（平成28年1月19日付け消防第4号防災課長通知）より抜粋

5 おわりに

本調査結果において、避難勧告等の具体的な発令基準を未だ策定していない団体があることが明らかになりました。

消防庁においては、市区町村に対し避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促すとともに、避難勧告等が適時的確に発令されるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

本調査結果については、消防庁のホームページに掲載しているのでそちらもご覧下さい。

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/01/280119_houdou_1.pdf)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 防災企画係
TEL: 03-5253-7525

平成27年度補正予算の概要(消防庁関連)

総務課

平成27年度補正予算は、平成28年1月20日に政府案どおり成立しました。消防庁関連では、緊急消防援助隊の災害対応力の強化として6.9億円、消防団の装備・訓練の充実強化として1.1億円の計8.0億円を計上しています。本稿では、その概要について解説します。

1 緊急消防援助隊の災害対応力の強化

(1) 緊急消防援助隊の機動力の強化

頻発する風水害等の大規模災害に対処するため、特殊な車両・資機材を配備し、緊急消防援助隊の機動力の強化を図ることとして、4.7億円を計上しています。

- ① 津波や大規模風水害等における機動的な人命救助活動を可能とするため、走破性の高い水陸両用バギーや救助ボート等を搭載した「津波・大規模風水害対策車両」を3台配備するための経費として、2.3億円を計上しています。



- ② 大規模災害発生時、長期かつ大規模な部隊出動による消防応援活動が見込まれる被災地の前線において、大型エアータント（合計100人宿営可）の設置や温かい食事の提供、トイレ・シャワーの利用等を可能とする拠点機能を備えた特殊車両である「拠点機能形成車両」を2台配備するための経費として、2.4億円を計上しています。



(2) 緊急消防援助隊の情報収集能力の向上

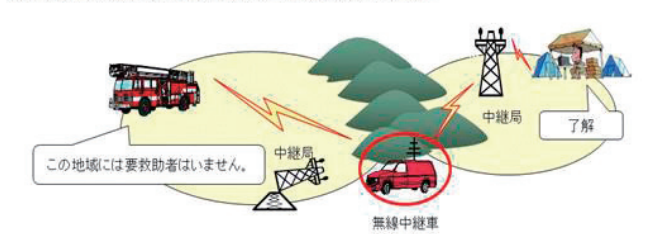
大規模災害の発生時の緊急消防援助隊の出動に際し、早期に災害規模・状況を把握し、必要な緊急消防援助隊の規模や装備等を迅速に把握することを可能とするため、情報収集能力の向上を図ることとして、2.2億円を計上しています。

- ① 固定電話・携帯電話の発信制限や停電・被災等による消防救急無線の基地局の機能停止等、電波状況の悪い災害現場での迅速な通信を確保するため、災

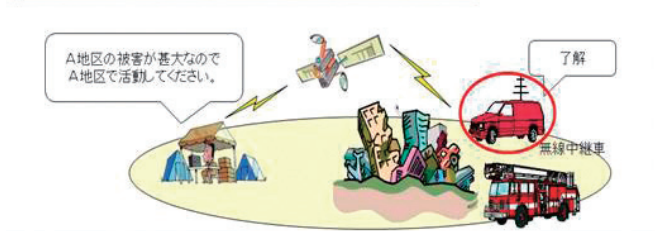
害に強い通信機能を備えた「無線中継車」を2台配備するための経費として、1.6億円を計上しています。



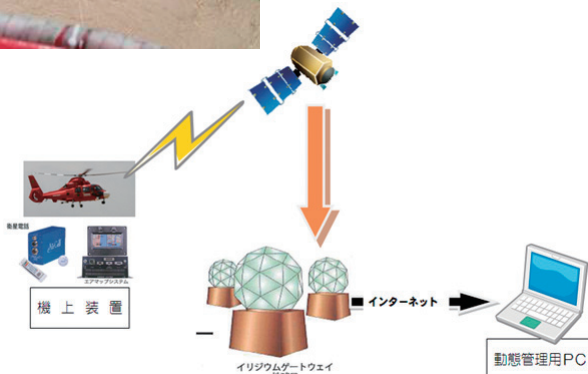
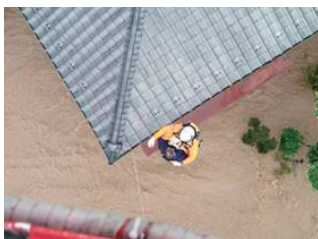
①無線中継機能を活用し、不感地帯での無線通信を確保。



②LASCOM衛星通信回線を利用し、電話及び無線通信を確保。



② 消防防災ヘリコプターの活動（飛行）位置をリアルタイムで把握する「ヘリコプター動態管理システム」を5セット配備するための経費として、0.6億円を計上しています。



2 消防団の装備・訓練の充実強化

大規模災害時は、現場状況の把握ができない中で、先着する消防団は、消火・救助（含む風水害）・応急処置等の多様な初動対応を行うことが求められます。そのため、消火・救助・応急処置に対応可能な救助資器材等を搭載した初動対応多機能車を風水害等の発生が危惧される地方公共団体に無償貸付けし、教育訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力を向上させることとしており、「訓練・初動対応多機能自動車（冠水被害対応救助資器材搭載型消防ポンプ自動車）」を5台無償貸付けするための経費として、1.1億円を計上しています。

消防ポンプ自動車を使った緊急排水活動



使用資器材：消防ポンプ自動車
消防用ホース 等

氾濫時の水防活動



使用資器材：救助工具（スコップ）、
チェーンソー、ライフジャケット 等

ボートによる救出活動（写真は訓練時）



整備する車両・資器材のイメージ

【訓練・初動対応多機能自動車】 【搭載予定水害対応資器材等(主な物)】
【冠水被害対応救助資器材】
【搭載型消防ポンプ自動車】



※ 消防ポンプ自動車及び消防ポンプ積載車をベースとし、消火・救助・冠水被害対応等の初動対応に必要な資器材も搭載

問い合わせ先

消防庁総務課会計第一係 阿部
TEL: 03-5253-7506

全国消防防災主管課長会議の開催

総務課

平成28年2月2日（火）に、全国の都道府県や指定都市消防本部を対象として、総務省講堂において「全国消防防災主管課長会議」を開催しました。



開会に当たり、佐々木敦朗消防庁長官から挨拶があり、続いて、消防庁の各課室長等から、平成27年度補正予算及び平成28年度予算案や消防防災行政の最近の動き、今後の施策の実施に当たっての留意事項・依頼事項について説明を行いました。また、本年は、気象庁より防災気象情報の改善等についてご説明いただきました。

消防庁長官挨拶要旨については、以下のとおりです。

なお、当日の会議の様子は、（一財）自治体衛星通信機構のホームページ（<http://www.lascom.or.jp/shobo/index.html>）にて動画配信されております。

全国消防防災主管課長会議挨拶（概要）

消防庁長官 佐々木 敦朗

【予算の活用】

○平成27年度補正予算及び平成28年度予算（案）について、各地方公共団体におかれては、積極的にご活用いただきたい。

【緊急消防援助隊の強化】

○創設20周年を迎えた緊急消防援助隊は、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備え、平成30年度末までに登録隊数を6,000隊に大幅増隊することとしている。

○緊急消防援助隊設備整備費補助金は、新規整備に重点的に配分することとしており、各地方公共団体においては、積極的に新規登録していただきたい。

○また、昨年11月には、皆さまのご協力をいただき、過去最大の3,000人が参加した全国合同訓練を行った。この訓練成果を踏まえ、質・量の両面から緊急消防援助隊の充実強化を図って参りたい。

【消防団を中核とした地域防災力の充実強化】

○消防団は、地域防災力の中核として、地域の安心・安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献しているが、一方で、消防団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されている。

○このような状況を危惧し、昨年2月に、高市総務大臣から、各都道府県知事、市町村長あてに、積極的な女性の消防団への加入促進等について書簡を発出し、依頼するとともに、更に、5つの全国的な経済団体に対しても、従業員の入団促進などについて大臣書簡により依頼した。

○皆様におかれても、地元の経済団体への働きかけや、消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置、入札における加点等について、積極的に検討していただきたい。

○加えて、大学生などの就職活動を支援することを目的として、「学生消防団員活動認証制度」を平成26年末に創設し、市町村に対して導入をお願いしているが、未導入の市町村のうち、特に大学や専門学校等が存在している団体、また、既に学生が消防団に所属している団体においては、速やかに導入していただくよう助言願いたい。

○平成28年は、東日本大震災の発生から5年を迎えることから、地域防災力の充実強化の気運を醸成するため、各地で大会やシンポジウムを開催する予定である。

○消防団員の報酬については、従前から引上げをお願いしてきており、無報酬の団体は解消されたところであるが、地方交付税措置額の水準（年額3万6,500円）を踏まえ、特に、年額報酬の低い市町村においては、引上げを行っていただくよう助言願いたい。

○消防団の装備については、消防団の装備の基準を改正し、併せて交付税措置を大幅に拡充したことを踏まえ、いまだ装備の充実が不十分な市町村には、計画的な配備に向けて予算化していただくよう助言願いたい。

【女性消防吏員の更なる活躍推進】

○女性消防吏員の更なる活躍推進については、現在2.4%の消防吏員の女性比率を今後10年間で5%に増加させることを全国の目標としており、各消防本部においても数値目標を設定し、計画的な増員に積極的に取り組んでいただくこととしている。

○消防庁としても、消防吏員を目指す女性の掘り起こしが急務であることから、平成28年度予算案に積極的な広報の展開に要する経費を計上している。

○また、消防署所等における浴室や仮眠室など女性専用施設の整備にも新たに財政支援を行うこととしている。

○さらに、消防大学校では、平成28年度から女性消防吏員向けの特別コース（定員48名、5日間）を新設するとともに、各学科の定員の5%を女性消防吏員枠として設定し、優先的に女性の入校を推進するので、女性消防吏員の入校について、積極的に検討をお願いしたい。

【テロ災害対策の再確認・伊勢志摩サミット等における消防・救急体制の確立】

○我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている中、本年5月の伊勢志摩サミットのほか、3年後にラグビーワールドカップ、4年後に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会という重大イベントの開催を控えていることから、テロ災害対策を一層強化する必要がある。

○各地方公共団体においては、事案発生時に適切に国民保護措置を講じることができるよう、国民保護共同訓練に積極的に取り組んでいただきたい。

○特に、今年5月に三重県で開催される伊勢志摩サミットについては、関係消防本部、関係地方公共団体等と連携し、広域的な応援を含め、人員、テロ対応車両・資機材の増強配備等を行うなど消防特別警戒体制を構築している。

○また、全国10都市で関係閣僚会合が開催される。既に関係都道府県知事宛に、開催地等においてテロ災害対応や本会合の警戒体制に万全を期すよう依頼したところであり、開催地の地方公共団体においては、本会合開催前までに関係施設の立入検査や関係者への防火指導等の準備を進めるなど消防特別警戒体制の構築に向け、所用の措置を講ずるようお願いしたい。

問い合わせ先

消防庁総務課 落合、船岡
TEL: 03-5253-7521

緊急消防援助隊情報

平成27年9月関東・東北豪雨への緊急消防援助隊出動に関する消防庁長官表彰

広域応援室

1. 災害概要

平成27年9月9日（水）から11日（金）にかけ、台風第18号から変わった低気圧に向けて南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風第17号から流れ込む湿った風の影響により、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方は記録的な大雨となりました。大雨特別警報が発表された茨城県では、鬼怒川の堤防が決壊するなど広い範囲で浸水しました。茨城県知事からの要請に基づき、1都5県から緊急消防援助隊が出動し、消防防災ヘリコプター、水陸両用バギー、救命ボート等により、住宅に孤立した住民等の救助活動を実施しました。

2. 消防庁長官賞状授与

平成28年1月25日（月）、緊急消防援助隊として出動し、8日間の活動期間中に延べ572隊、2,246名の隊員を派遣した36消防本部及び3県（消防防災航空隊）に対し、消防庁長官賞状を授与するにあたり、消防庁長官室において、各都県代表消防機関及び各県の代表者が出席し、授与式を行いました。

式典では、佐々木長官から、消防機関代表者及び航空隊長に賞状を授与しました。



東京消防庁受領



山梨県消防防災航空隊受領



受賞消防本部と県消防防災航空隊の皆様



挨拶を述べる佐々木消防庁長官



被表彰機関（36消防本部、3県）

- 【群馬県】 ・前橋市消防局 ・高崎市等広域消防局 ・伊勢崎市消防本部 ・桐生市消防本部
 ・太田市消防本部 ・利根沼田広域市町村圏振興整備組合消防本部
 ・館林地区消防組合消防本部 ・渋川広域消防本部
 ・富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部 ・吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部
 ・多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部
- 【埼玉県】 ・さいたま市消防局 ・熊谷市消防本部 ・川口市消防局 ・春日部市消防本部
 ・埼玉西部消防局
- 【千葉県】 ・千葉市消防局 ・船橋市消防局 ・松戸市消防局 ・柏市消防局 ・市川市消防局
 ・木更津市消防本部 ・市原市消防局 ・流山市消防本部
 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
- 【東京都】 ・東京消防庁 ・稲城市消防本部
- 【新潟県】 ・新潟市消防局 ・三条市消防本部 ・村上市消防本部 ・燕・弥彦総合事務組合消防本部
 ・長岡市消防本部 ・柏崎市消防本部 ・小千谷市消防本部 ・十日町地域消防本部
 ・上越地域消防事務組合消防本部
- 【県（消防防災航空隊）】 ・群馬県総務部 ・埼玉県危機管理防災部 ・山梨県総務部

3. 検証会の開催

上記賞状授与式の後、14時から「平成27年9月関東・東北豪雨における緊急消防援助隊の活動等に関する検証会」（以下「検証会」という。）を開催しました。検証会は、消防庁において、緊急消防援助隊の一連の活動等を検証し、緊急消防援助隊の円滑な運用及びその体制整備に資することを目的として開催しています。

検証会には、緊急消防援助隊として出動した都県大隊の代表消防機関及び消防防災航空隊並びに応援県をはじめ、被災地消防本部・被災県代表消防機関の代表者にも出席いただき、発災直後の現地の状況から緊急消防援助隊の活動に至るまで、多様な視点から多面的な意見交換を行いました。



検証会の様子

各機関から災害及び活動状況について報告いただいた後、主に、以下の内容について意見を交換しました。

- 迅速な県内応援の調整と緊急消防援助隊の要請
- 1つの消防本部管轄内に指揮支援隊が複数隊投入され、同時に指揮支援する場合の運用
- 現地合同指揮所のあり方
- 動態情報システムの効果的な運用
- 航空小隊と陸上部隊との連携
- ヘリコプターの受援体制、多数のヘリコプターが集まった場合の対応

4. おわりに

消防庁では、今後、発生が懸念される首都直下地震及び南海トラフ地震などの大規模災害に際し、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うため、今回抽出された課題を整理し、改善に向けて検討を重ねるとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の充実・強化に努めて参ります。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 法積
 TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

全国の消防団員を対象に「消防団サポート事業」をスタート

富山県 高岡市消防団

1 高岡市の概要

高岡市は、富山県の北西部に位置し、市内西部を小矢部川が、市内東部を庄川がほぼ南北に貫流し、両河川によって生じた沖積平野が広がっています。

また、北は富山湾に面しており、雨晴海岸からは海越しに3,000m級の立山連峰を見ることができます。

高岡市の歴史的基盤は、加賀藩2代藩主前田利長公が高岡城と城下町を築いたのがその始まりと言われています。以来、400年にわたり銅器、漆器、菅笠などの「ものづくりの技と心」を受け継ぎ、時代の流れの中で創意を積み重ねながら、富山県西部の中核都市として発展してきました。



雨晴から見える立山連峰

また高岡市には、国宝瑞龍寺をはじめ重要文化財の勝興寺、そして古い町並みや高岡古城公園などの歴史的・文化的資産が数多く残されています。平成27年4月には「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡」として、文化庁から日本遺産の認定を受けました。こうした中、平成27年3月には半世紀にわたる市民の悲願であった北陸新幹線が開業し、飛越能（飛騨、越中、能登）の玄関口として新たな役割を担っています。

2 高岡市消防団

本市の消防団は、団本部を筆頭に高岡、伏木、南部、福岡の4方面団、40分団で組織されており、平成27年12月1日現在、938名（基本団員894名・機能別団員44名：条例定数1,020名）の消防団員が在籍しています。

団本部には、機能別団員として高岡市消防音楽隊とともに広報活動を行うカラーガード隊「チェリーズ」や平成27年10月1日に新たに発足した応急手当の普及啓発と大規模災害時の応急手当の支援活動に特化した救急救命団員「*First Aid Instructor of Takaoka fire volunteer*：通称FAIT（ファイト）」が所属しています。



3 高岡市消防団サポート事業

(1) 実施に至った経緯

本市消防団では、消防団員の高齢化と人員の減少が年々進んでいく現状を踏まえ、平成26年6月に若手消防団員を委員とした「高岡市消防団入団促進策検討

委員会」を設置し、魅力ある消防団組織のあり方について自ら分析・検討を行いました。その結果、消防団員として地域から応援されていることが実感できる「サポート事業」に入団促進の効果が期待できるものと判断し、富山県の消防団活動活性化補助金を受けて実施することとしました。

(2) 事業の概要

この事業は、市内の事業所や店舗などの皆様に「消防団応援の店」として登録していただき、消防団員証の提示により、消防団員やその家族等にポイントの優遇や割引等のサービスを提供していただくもので、平成27年12月1日から運用を開始しています。

効果としては、まち全体で消防団を応援する体制づくりを進めることで、応援店と消防団のイメージアップ及び消防団員の士気の高揚と新規入団者の確保が図られ、さらには地域の防災意識の向上にもつながるものと考えています。



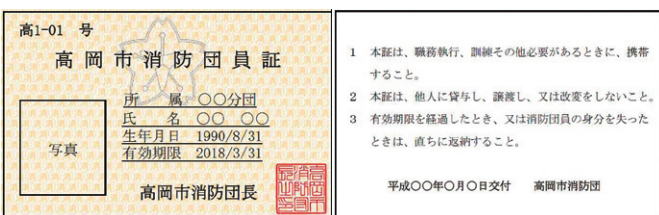
高岡市消防団サポート事業のしくみ

また、全国の消防団員を対象とすることによって、北陸新幹線の開業効果の向上と高岡市のイメージアップを図り、少しでも多くの人が高岡市を訪れていただくことを願っております。

(3) サービスを提供する対象

対象は、高岡市消防団員または全国の消防団員とその家族などとしており、お店ごとに選択していただいています。

サービスの提供を受けるためには、各市町村が交付している団員証等を提示していただきます。写真が貼付されていないものにあつては、合わせて運転免許証等を提示していただくことにしています。



高岡市消防団員証 (表)

高岡市消防団員証 (裏)

(4) 登録事業所 (平成27年12月31日現在)

- (ア) 登録数249事業所 (内全国対象75事業所)
- (イ) 全国を対象とした75事業所の内訳

飲食店	30	自動車販売業等	5	入浴施設	1
物品販売店	17	金融・証券業	4	ガソリンスタンド	1
市関係施設	5	旅館	2	その他	10

(ウ) 周知方法

登録していただいたお店に表示証 (ステッカー) を交付し、出入口等の見やすい場所に掲示してもらうことで、利用する消防団員をはじめ他の利用者の方にも広く周知を行っています。



登録事業所に交付する表示証 (ステッカー)

また、お店ごとのサービス内容を高岡市消防団ホームページやフェイスブックで公表しているほか、財布等に入れて携帯できる「消防団応援の店ガイドブック」を本市の全消防団員に配布しました。(高岡市消防団ホームページ <http://www.takaoka-bundan.com>)



消防団応援の店ガイドブック

4 おわりに

運用を開始してまだ日が浅いということもあり、目に見える効果を確認することはできませんが、消防団員の中からは「食事に行ったら割引をしてもらった。」などの声が聞かれはじめていることから、引き続き、高岡市はもとより、全国の消防団員の方々にもメリットを感じていただけるよう、登録店の拡充に努めていきたいと考えています。

大規模災害に備える！ RESCUE ネットワーク OSAKA

「大阪府消防長会」災害対応力向上の取組み

大阪府 大阪市消防局

1 RESCUEネットワークOSAKA

「RESCUEネットワークOSAKA」は、大阪府域の救助業務について、大阪府下の全28消防本部が協同して研究等を行い、救助活動力の充実強化を図るとともに、広域災害での連携を一層強化することを目的に救助技術の交流及び新たな救助技術の研究、救助隊の合同訓練、救助シンポジウム等を実施しています。

今年度は「大規模災害対応訓練」と「救助シンポジウム」を開催しました。

2 大規模災害対応訓練

昨年度のシンポジウムに参加した救助隊員の意見、要望などから、訓練内容を決定しました。

(1) 実施日時

平成27年9月10日、17日、18日、10月13日 計4日間

(2) 参加人数

訓練参加者199名、見学者182名 合計381名



埋没要救助者救出



倒壊建物安定化技術

(3) 訓練内容

・座学

埋没要救助者救出要領、ショアリング、ブリーチングの基本的知識及び要領など

・埋没要救助者の救出訓練

土砂に生理め状態の要救助者1名が発生した想定で、土留め等を行いながら救出する訓練

・倒壊建物安定化技術

ショアリングの基本的な知識確認を行い、2ポストショアの組立及び設定作業、レースドポスト・ショアの展示教養

・コンクリート破壊訓練

制限時間を設け、削岩機のみを使用した20cm厚のコンクリートブロックの開口部設定（各班対抗）訓練

・ミーティング

訓練を実施した班ごとにミーティング（全体で質疑応答）



コンクリート破壊訓練



グループ訓練終了後に全員で腕立て伏せを実施し、顔の見える関係を構築

3 救助シンポジウム

テーマに基づいた基調講演をはじめ、報告並びに発表を聴講したのちに、各テーブルで意見交換会を実施し、最後に総合ディスカッションを実施しました。

(1) 日時

平成27年12月10日（木）

(2) 参加人数

参加者138名、見学者111名 合計249名

(3) 講演、発表内容

・テーマ

若年層職員に対する技術伝承等について

・基調講演

「御嶽山噴火災害における救助活動から見た今後の人材育成について」

発表者：名古屋市消防局 消防部長 加納氏

・報告

「RESCUEネットワークOSAKAグループ訓練実施結果について」

発表者：大阪市消防局警防部警防課（救助）木村氏

・発表1

「FCM（Firefighter's communication method）」

発表者：枚方寝屋川消防組合消防本部 郡氏

・発表2

「心技体のバランス～若年層職員への技術伝承～」

発表者：柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 山川氏

・意見交換会及び総合ディスカッション

・救助技術の高度化と発生が危惧される南海トラフ大地震等の大規模災害に備え我々救助隊員が今できることは何か

【発表】

・レスキューネットワーク（大阪市消防局）

・大阪府内消防本部の救助隊連携訓練のあり方と検討課題について（堺市消防局）

・idea-R（発想力のある救助活動を目指して）（枚方寝屋川消防組合消防本部）

【意見交換会及び総合ディスカッション】

・今後のRESCUEネットワークOSAKAのあり方について

(2) 「第2回大阪府下救助シンポジウム」平成26年12月

【テーマ】

・救助事案検討

【発表】

・第17回全国救助シンポジウム発表論旨「土砂災害」（大阪市消防局）

【情報提供】

・専科教育救助科の実施結果について（東大阪市消防局）

・山岳救助事案について（大阪市消防局）

【救助事案検討会】

・火災救助事案検討（枚方寝屋川消防組合消防本部）

・狭隘スペース救助事案検討（大阪市消防局）

・ショベルカー事故救助事案検討（堺市消防局）

【意見交換会及び総合ディスカッション】

・「救助事案検討会」での発表事案について意見交換

・来年度のRESCUEネットワークOSAKAの取組みについて



救助シンポジウム



基調講演 名古屋市消防局 加納部長

4 これまでの取組み

(1) 「第1回大阪府下救助シンポジウム」平成25年12月

【テーマ】

・大阪府下消防本部の救助隊連携強化のあり方について

5 おわりに

東日本大震災時に大阪府隊（救助部隊）が感じた反省点と改善策、そこから見えてきたものは「顔の見える環境」でした。

人と人の繋がりこそが、人を強く、小隊を強く、部隊を強くするものだと考えています。

「RESCUEネットワークOSAKA」の取組みがはじまり、一歩ずつではありますが、大阪府の各消防本部の救助隊が一つとなり、大規模災害への対応力が高まってきているように感じています。

起こり得る大規模災害において、有事の際はひとりでも多くの尊い命を守るため、強くそして優しい救助部隊を目指して、これからも鋭意取組んでいきたいと思えます。

先輩から後輩へ、現代から次世代へ救助の技術と想いを繋ぎ、過酷な活動であろうとも歯牙にもかけない強い部隊をめざして。

プロ野球選手を瀬戸市消防団応援サポーターに任命

瀬戸市消防本部

瀬戸市出身で御活躍されているプロ野球選手（阪神タイガース）の伊藤隼太選手に、瀬戸市消防団応援サポーターとして就任していただくこととなり、平成28年1月4日（月）に瀬戸市役所において、任命式及び消防団PR活動を行いました。

瀬戸市消防団応援サポーターとは、瀬戸市出身又は瀬戸市にゆかりがある、経済、文化、教育、スポーツ、芸能等の様々な分野で活躍されている方に瀬戸市消防団のPR及び消防団員確保を支援していただくための制度です。



市制100周年記念平成28年尼崎市消防出初式の実施

尼崎市消防局

尼崎市では、平成28年1月10日（日）、消防出初式を開催し、市内の消防関係者ら約1,500人と来場者約700人が参加しました。

式典の部では河本消防局長が決意を新たに訓示を行ったほか、演技・訓練の部では、尼崎市出身の女性デュオ「あまゆうず」と女性消防団員による“防災のうた”など、各種演目が披露され、観覧者から大きな拍手が起こりました。

また、防火防災体験ブースのほか、消防団PRブースや防災関連企業による展示ブースも設け、多くの市民に消防を身近に体感してもらいました。



消防通信 望楼 ぼうろう

消防職員・消防団員及び米海軍池子消防隊との合同訓練を実施！

逗子市消防本部

平成28年1月24日（日）逗子市池子の森自然公園において、たばこの投げ捨てから山林火災が発生し延焼拡大中の想定で、消防職員・消防団員及び米海軍池子消防隊との合同訓練を実施しました。



郷土の歴史的財産を未来へ繋ぐために！！ ～泉州南広域消防本部が重要文化財で訓練実施～

泉州南消防組合泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、文化財防火デーに合わせ熊取町の重要文化財中家住宅において地元の熊取町消防団と合同で消防訓練を実施しました。

中家住宅は、平安時代から続く由緒ある泉州地方の旧家の一つで、熊取町の住宅密集地に位置し隣近住宅等の火災による延焼危険も高いことから訓練を実施したもので、消防本部からは、消防自動車3台、指揮支援車1台の計4台（計12人）、熊取町消防団からはポンプ車1台（計6人）が出場し、火災防御訓練を行った後一斉放水訓練を実施したものです。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



消防団長科（第68期）

消防大学校では、総合教育において、消防団の上級幹部である団長又は副団長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させることを目的に「消防団長科」を設置しています。

本年度の消防団長科2期（第67期・第68期）のうち、第68期では、全国より消防大学校に集まった26名が平成27年12月7日から11日までの5日間にわたる全寮制の集合教育を終え、全員が無事卒業しました。

教育訓練では、消防庁長官の講話、日本消防協会の秋本会長による消防団幹部のあり方に関する講義をはじめ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されたことに伴い、消防団を取り巻く環境の変化に対応するため、地域防災室長による消防団運営に

関する講義や現場指揮能力の向上のため、指揮シミュレーション訓練の充実を図っています。

特に指揮シミュレーション訓練では、大規模災害活動事例を学ぶとともに、消防団本部と消防本部との災害発生時における連携及び情報連絡体制の確保をテーマとした学生参加型の訓練を実施しています。

研修を終えた学生からは、「消防団長としてのあり方を再確認することができた。」、「各地の消防団の状況を知ることで今後の団運営に参考となった。」等の感想が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識・能力に加え、研修を通じて得られた全国の情報を活かし、地域の安全の確保・維持のために更なる活躍を期待いたします。



消防庁 佐々木長官の講話



日本消防協会 秋本会長の講義



指揮シミュレーション訓練



訓練礼式（表彰要領）の実習

警防科 (第98期)

消防大学校では、専科教育において、警防業務の教育指導的立場にある職員に対し、警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に「警防科」を設置しています。

本年度の警防科2期（第97期・第98期）のうち、第98期では、学生60名が事前教育として約1ヶ月間のeラーニング（インターネットによる個別学習）の受講を経て、平成27年10月21日から12月10日までの51日間にわたる全寮制の集合教育を終え、全員が無事卒業しました。

教室での座学（講義）では、最新の消防行政の動向に関する講義のほか、火災現場指揮、安全管理、特殊災害対策、医療機関との連携、教育技法等、警防業務の教育指導者等として資質の向上に努めました。

実技では、小・中・大隊長としての段階的な指揮訓練、特殊災害対応訓練（BC災害対応）、危険予知訓練、多数傷病者対応訓練等を実施し、広く警防活動における高度の知識及び技術を専門的に学びました。

また、入校中に修得した知識・技術の集大成として学生企画総合訓練を実施し、訓練の企画から実施、検証、報告までの技法を学びました。

さらに、火災件数の減少と熟練職員の大量退職に伴う経験の浅い若年職員の増加への対応や火災性状等の認識不足による受傷事故を減少させるため、実火災体験型訓練（ホットトレーニング）を実施しました。

研修を終えた学生からは、「消防教育の最高機関である消防大学校の施設、装備、カリキュラム等、ここでしか学べないことが沢山あった。」「現場経験の減少が進む中、火災の動きや熱の体感等、今後の活動に必要な経験ができた。」「全国の消防本部の方と意見交換を通じて、地域特性で抱える課題などを検討し、様々な考え方があること知ることができた。」など、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、総合的に有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した幅広い知識と磨きをかけた技術に加え全国の仲間から得た情報を活かして、警防業務の教育指導者として活躍することが期待されます。



総合訓練3（学生企画訓練）の様子



実火災体験型訓練の様子

火災調査科 (第30期)

消防大学校では、専科教育において、火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に、「火災調査科」を設置しています。

本年度の火災調査科2期(第29期・第30期)のうち、第30期では、全国より集まった48名が平成27年10月21日から12月10日までの51日間にわたる教育訓練を終えて、全員が無事卒業しました。

教室等での座学(講義)では、火災調査の進め方や現場の見方などの基本要領に始まり、火災調査を取り巻く法律関係や対人折衝能力、教育技法、実務上の課題への対応力の向上を図るほか、情報公開や、報道対応としての消防広報の実務などの修得に努めました。

実技を伴う実科では、模擬家屋火災、車両火災、電気火災、化学火災、微小火源火災及び燃焼機器火災の鑑識実習を実施しました。

鑑識実習のうち、模擬家屋火災は、約20㎡の建物を4棟仕立て、その内装や家財を実際の家屋と同様に設定し、異なる出火原因で燃焼させた上で、現場と同じように火災調査を進めていくものです。各棟に配置された講師の指導の下、調査の基本から応用まで広範囲にわたる実習となりました。各棟とも、製造物から出火した可能性を見据え、後日、出火箇所付近にあった製造物の鑑識を実施したほか再現実験等を行うなど、科学的かつ客観的な火災調査の実践に努めました。

学生からは、電気鑑識や車両鑑識要領、火災調査書類の作成要領について自信がついたとの意見が多く寄せられたほか、同じ目標を持った仲間が全国から集い、入校期間中は様々な意見を交わすことができたことは大変貴重であったとの感想が寄せられました。

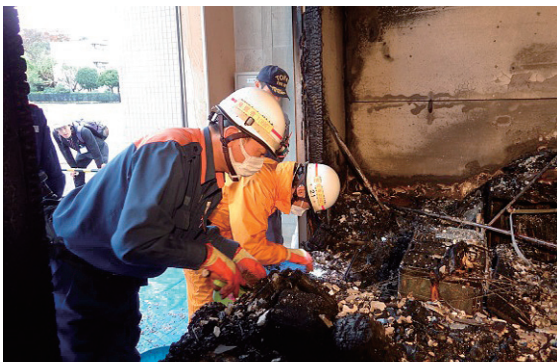
今後は、消防大学校火災調査科の卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的根拠に基づいた火災調査業務を遂行し、火災予防に寄与することが期待されます。



電気鑑識実習の様子



模擬家屋消火の様子



模擬家屋調査実習の様子



模擬家屋調査実習の様子

消防団教育訓練推進者養成コース（第1回）

消防大学校では、平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことを踏まえ、都道府県、市町村及び消防本部等の消防団の教育訓練に携わる者を対象とした研修課程で、消防団法制、消防団運営等、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させることを目的に「危機管理・防災教育科 消防団教育訓練推進者養成コース」を実施しています。

平成27年度の消防団教育訓練推進者養成コースにおいては、第1回学生60名（平成27年12月14日～18日）が、消防大学校での5日間の全寮制の集合教育を終え、全員が無事修了しました。

研修は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことを踏まえ、法整備に関する国の取組から、各分野の専門家による地域防災力としての消防団のあり方、団員教育の進め方、教育技法等を主眼とした講義や、図上訓練（DIG）手法、災害シミュレーション

といった実動訓練を交えて、消防団の教育訓練に携わる者に対して指導・育成に必要な知識及び能力の修得に努めました。

また、課題研究では、各班ごとに日頃抱えている問題点の中から研究課題を決定し、その解決策を探るため、限られた時間の中で、都道府県消防学校教官と消防本部担当職員が各々の視点から活発な意見交換を行い、各関係機関との連携の重要性について認識と理解を深めました。

研修を終えた学生からは、「各地の学校教官や消防団担当職員との交流を図ることができ、ネットワークが広がった。」「消防団教育の現状と課題について、情報収集及び研究することができ、理解を深めることができた。」等の意見が多く寄せられました。

今後は、全国の仲間から得た情報を活かし、地元消防団の充実強化のために消防大学校での研修で培われた成果が大いに発揮されることを期待いたします。



指揮シミュレーション訓練の様子



東京消防庁消防学校 新田講師による講義

問合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成28年1月26日～平成28年2月25日)

<総務課>

28.2.25	<u>平成27年度消防功労者消防庁長官表彰</u>	消防記念日(3月7日)にちなみ、3月9日(水)に「平成27年度消防功労者消防庁長官表彰式」を行います。本表彰式において表彰する受章者は次のとおりです。 功労章 受章数174名(内訳:消防吏員103名、消防団員70名、消防教育職員1名) 永年勤続功労章 受章数2,895名(内訳:消防吏員1,100名、消防団員1,792名、消防教育職員3名) 表彰旗 受章数32機関 竿頭綬 受章数49機関 都道府県消防防災関係事務従事職員表彰 受章数2名
---------	---------------------------	--

<消防・救急課>

28.2.24	<u>「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」の公表</u>	「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会」は、別添のとおり報告書をまとめたので公表します。
---------	---	--

<予防課>

28.2.24	<u>消防法施行規則の一部を改正する省令(案)及び火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)に対する意見募集の結果並びに改正省令等の公布</u>	消防庁では、「消防法施行規則の一部を改正する省令(案)〈省令〉」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)〈告示〉」の内容について平成27年12月29日から平成28年2月1日までの間、国民の皆様から広く意見を募集し、いただいた御意見に対する考え方を取りまとめました。 また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、「消防法施行規則の一部を改正する省令」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件」を公布しました。
28.1.29	<u>パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件(案)等に対する意見募集の結果及び改正告示の公布</u>	消防庁では、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件(案)等」の内容について平成27年11月14日から平成27年12月14日までの間、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件(案)」の内容について平成27年11月26日から平成27年12月25日までの間、国民の皆様から広く意見を募集し、いただいた御意見に対する考え方を取りまとめました。 また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等を公布しました。

<国民保護室、国民保護運用室>

28.2.3	<u>全国瞬時警報システム(Jアラート)情報伝達訓練の実施</u>	人工衛星を用いて瞬時に緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(Jアラート)に関し、北朝鮮が「人工衛星」と称する弾道ミサイルを2月8日から25日までの期間に発射すると通告していることを踏まえ、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達に資するよう、情報伝達訓練を実施しました。
--------	-----------------------------------	--

<地域防災室>

28.2.24	<u>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の結果の公示及び政令の公布</u>	消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)の内容について、平成28年1月7日から平成28年2月5日までの間、国民の皆様から広く意見を募集し、提出された意見に対する考え方を取りまとめました。 また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令を公布しました。
28.2.19	<u>平成27年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)</u>	少年消防クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、総務大臣賞及び消防庁長官賞の表彰を行います。表彰の内訳は次のとおりです。 特に優良な少年消防クラブ(総務大臣賞) 28団体 優良な少年消防クラブ指導者(総務大臣賞) 8名 優良な少年消防クラブ(消防庁長官賞) 53団体
28.2.19	<u>第20回防災まちづくり大賞受賞団体の決定</u>	「第20回防災まちづくり大賞」の受賞団体を決定しました。受賞した19団体の内訳は次のとおりです。 総務大臣賞 2団体 消防庁長官賞 7団体 日本防火・防災協会会長賞 10団体



最近の通知 (平成28年1月26日～平成28年2月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第48号	平成28年2月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の運用上の留意事項について (通知)
事務連絡	平成28年2月18日	各都道府県消防防災主管部 (局)	消防庁救急企画室	日産自動車株式会社「パラメディック等」のリコール届出について
消防災第20号	平成28年2月18日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	融雪出水期における防災態勢の強化等について (通知)
中消防第19号	平成28年2月18日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍晋三	融雪出水期における防災態勢の強化について
消防消第17号	平成28年2月5日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	平成27年度消防施設整備計画実態調査の結果について (通知)
事務連絡	平成28年2月4日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について (情報提供)
消防予第30号	平成28年2月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成28年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第29号	平成28年2月4日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成28年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第25号	平成28年1月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の公布について (通知)
事務連絡	平成28年1月29日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を踏まえた警察部局との連携について

広報テーマ

3 月		4 月	
①地域に密着した消防団活動の推進	地域防災室	①林野火災の防止	特殊災害室
②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	地域防災室		

少年消防クラブ活動に参加してみませんか

地域防災室

少年消防クラブは、子どもたちが防火・防災について学び、訓練や講習など様々な体験を通して、消火や応急手当などの知識・技術を身に付けることを目的として活動しているクラブです。学校、町内会、消防署、消防団（分団）などの単位で組織されていることが多く、平成27年5月1日現在、日本全国で4,493クラブ、小学生から高校生までの約42万名のクラブ員が活動しています。

少年消防クラブの活動内容は、クラブによって様々ですが、主に以下のような活動が行われています。

(1) 防災マップ作り

クラブ員が自分たちの住むまち・地域を実際に歩き、消火栓の場所や災害時の危険箇所などを把握し、防災マップを作成することを通じて、地域の防災に対する理解を深めています。

(2) 防火パトロールの実施

日頃より地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、消防職員・団員等とともに、防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

(3) 研究発表（ポスター等作成）

防火・防災に関する研究を行い、その成果をまとめたレポートやポスター、防火新聞等を作成して校内に展示したり、各家庭に配布したりして、火災予防や防火・防災意識の高揚に努めています。

(4) 防災訓練等への参加

防災訓練や防災講習会等への参加、消防署の見学・訪問等を通じ、火災の知識や地震等の自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火器などを使った初期消火の方法、ロープワーク、応急手当等の知識や技術を身に付けています。

(5) 防災キャンプ

主に夏休みを利用して、学校の体育館や運動場等に寝泊まり（避難所体験訓練）し、炊き出しを実施する等、日ごろ体験できない活動を通じて、仲間との連帯感を高めています。

少年消防クラブの活動は、命や暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、地域と関わりを持ち、幅広い年齢層の仲間と交流を深める機会にもなっており、人間形成や地域社会への参加の面でも大変有意義な活動です。

加えて、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、「少年消防クラブ」が初めて法律に明記され、少年消防クラブに対する期待は、ますます高まっています。

消防庁では毎年、活発な活動を行っている少年消防クラブやその活動を支える指導者に対する表彰を実施して

おり、平成26年度は、特に優良なクラブ27団体、優良なクラブ43団体、優良な指導者16名を表彰しました。

また、将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が、消防の実践的な活動を取り入れた競技形式の合同訓練等を通じて、他の地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を実施しています。平成24年度に東日本のクラブを中心に岩手県で、平成25年度に西日本のクラブを中心に徳島県でそれぞれ開催し、平成27年度は初めての全国大会を徳島県において開催しました（平成26年度は台風等の影響により中止）。

身近な生活の中から防火・防災について学ぶ少年消防クラブ活動に参加してみませんか。少年消防クラブへの参加、活動内容等については、お住まいの近くの消防署や市町村にお問い合わせください。



平成26年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の様子



平成27年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の様子

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山野、荒木
TEL: 03-5253-7561



一般公開のお知らせ

消防研究センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会及び一般財団法人消防科学総合センターでは、平成28年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に試験研究施設を公開するとともに、消防用機械器具・消防防災の科学技術に関する研究の展示、実演等を下記のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日時

平成28年4月22日（金）

午前10時から午後4時まで 入場無料

2 場所

消防大学校・消防研究センター

（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

日本消防検定協会

（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

※（同一敷地内にあります。）

3 公開内容

【消防大学校・消防研究センター】

石油タンク火災の泡消火実験、重油の燃焼実験、可燃性液体火災の消火実験、原因調査室の調査業務の紹介、津波被害現場用の消防車両開発、太陽光発電システム火災時の発電制御技術および消防車両の展示等

【日本消防検定協会】

消火器・屋内消火栓の操作体験、エアゾール式簡易消火具による天ぷら油火災の消火実演、消防用機械器具等の展示と説明等

【消防科学総合センター】

放火対策GIS、スマートフォンを活用した災害応急活動支援システム「多助」、平成27年中に発生した主な災害と東北の復興状況

4 交通機関

- (1) JR中央線吉祥寺駅南口下車、「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行きバス（6番乗り場）で「消防大学前」下車
- (2) JR中央線三鷹駅南口下車、「野ヶ谷」行きバス（8番乗り場）で「消防大学前」下車
- (3) 京王線調布駅北口下車、「杏林大学病院」行きバス（14番乗り場）で「東町3丁目」下車、徒歩5分

平成27年度一般公開の様子



津波被害現場用の消防車両



エアゾール式簡易消火具による消火実演



スマートフォンを用いた災害応急活動支援システム

5 問い合わせ先

■消防研究センター 研究企画室

電話 0422-44-8331（代表）

ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp/>

■日本消防検定協会 企画研究部情報管理課

電話 0422-44-7471（代表）

ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>

■一般財団法人消防科学総合センター 総務部

電話 0422-49-1113（代表）

ホームページ <http://www.isad.or.jp/>



3月7日は「消防記念日」

総務課

昭和22年、制度の改革に伴い、それまで警察の一部であった消防を分離独立させ、責任を明確化することが検討されました。その結果、同年12月23日に「消防組織法」が公布され、昭和23年3月7日、同法の施行により、明治以来75年間にわたって警察機構の中に包含されていた我が国の消防は、自治体が管理する今日の「自治体消防制度」へと移行しました。

そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため、同法の施行日である3月7日を「消防記念日」とすることとしました。

消防記念日は、例年、春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、各地の消防本部等において、啓発イベントや消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われています。

消防庁では、火災予防への理解と啓発を図るため、東京消防庁音楽隊の協力のもと、例年、火災予防運動期間中に「春の火災予防ミニコンサート」を開催しており、今年も、3月2日（水）12時10分から、中央合同庁舎第2号館1階アトリウムにおいて開催することとしています。

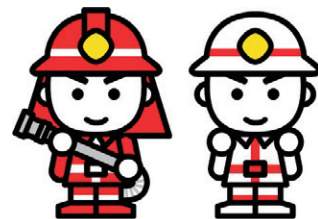
また、節目の年には記念式典などを開催しており、平成20年の「自治体消防制度60周年」の際には、より一層「親しまれる消防」を目指して、消防防災に係る様々な広報活動に使用することを目的に、全国消防共通イメージキャラクター「消太」を作成しました。



消防功労者消防庁長官表彰の様子



自治体消防制度60周年記念式典の様子



消防イメージキャラクター「消太」



春の火災予防ミニコンサートの様子

なお、BS朝日の「週刊記念日」という番組で、「消防記念日」がテーマとして取りあげられる予定です。

【放送予定日時】平成28年3月6日（日）11時55分～12時00分

同番組は放送後1年間、You TubeのBS朝日チャンネルでも配信されることとなっておりますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ先

消防庁総務課 広報係
TEL: 03-5253-7521

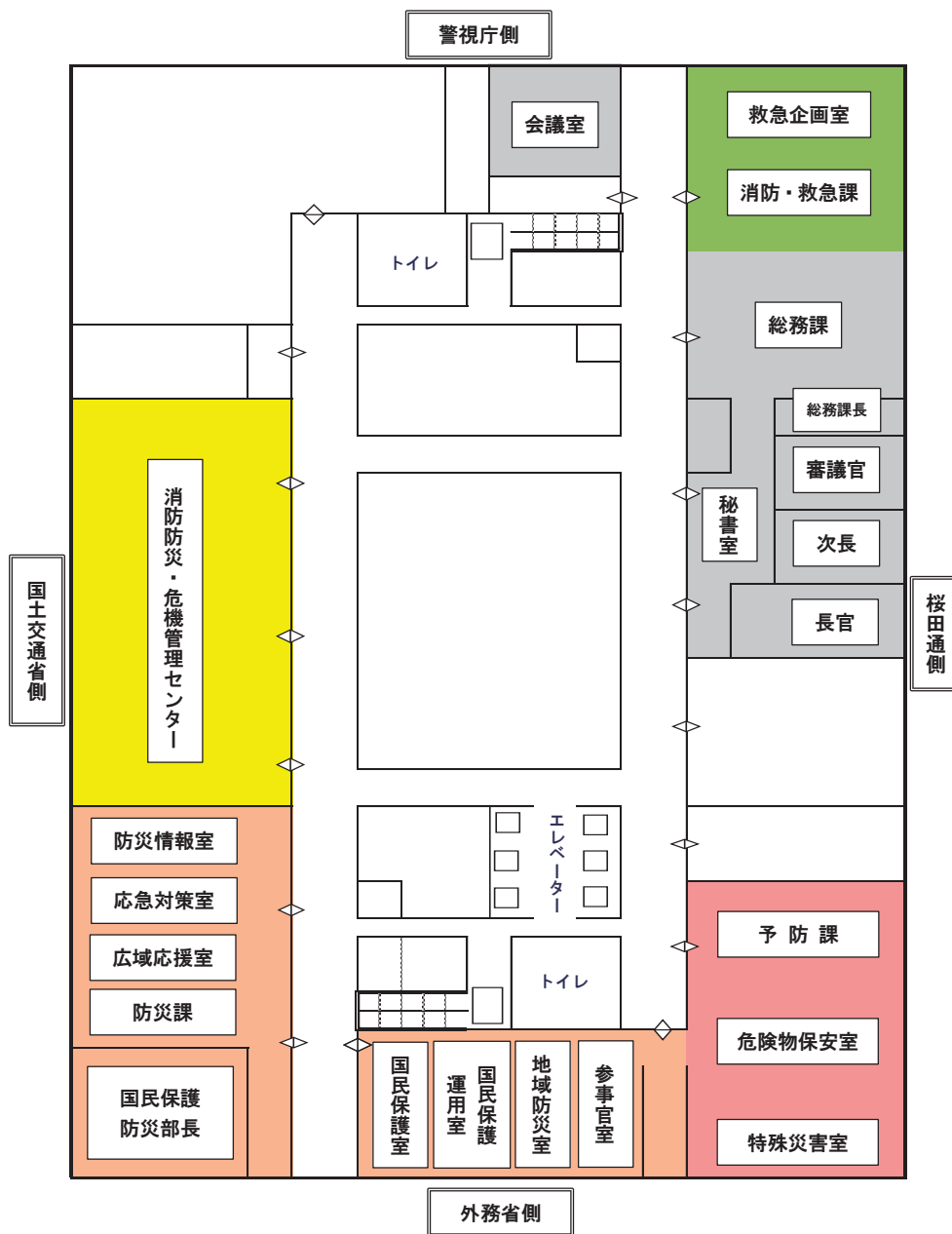


消防庁内レイアウト変更のお知らせ

総務課

国民保護・防災部国民保護室及び国民保護運用室が、同じ3階の外務省側へ移転しましたので、お知らせします。
 なお、電話番号及びFAX番号に変更はありません。
 また、レイアウト変更後の課室配置図は次のとおりです。

消防庁課室配置図



問合わせ先
 消防庁総務課 会計第二係
 TEL: 03-5253-7506

制作 一般財団法人日本防火・危機管理促進協会
後援 消防庁 全国消防長会

春の全国火災
予防運動
3月1日～3月7日

無防備な 心に火災が かくれんぼ



葵わかな



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

